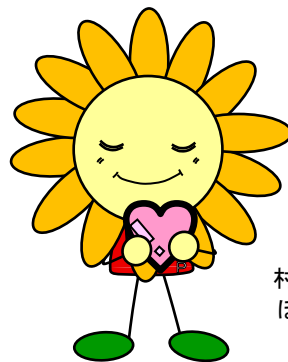




「いのち支える」ロゴマーク
(いのち支える自殺対策推進センター)

いのち支える村山市自殺対策計画（第2期）



村山市健康づくりキャラクター
ぽっぴー

令和6年3月

村山市

はじめに

自殺に追い込まれる背景は、特別なことではなく、日々の積み重ねで誰にでも起こりうる身近な問題です。

国では、平成 28 年に「自殺対策基本法」を改正し、すべての市町村に生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画策定を義務づけ、さらに令和 4 年 10 月には「自殺総合対策大綱」を見直しております。



村山市では、平成 31 年に「いのち支える村山市自殺対策計画」を策定し、ゲートキーパー等の人材育成や地域におけるネットワーク作りなど、様々な自殺対策に取り組んでまいりましたが、毎年、数名の尊い命が失われているのが現状です。

この度、市の実情に即した自殺対策を更に推進するため、これまでの推進状況と課題、国・県の施策の動向等を把握した上で、「第 2 期 いのち支える村山市自殺対策計画」を策定しました。本計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない村山市の実現」を目指し、5つの基本施策と4つの重点施策を掲げ、自殺対策を包括的な取り組みとして推進してまいります。

「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題」といわれております。今後は、本計画に基づき、関係機関や地域の皆様と積極的に連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました村山市自殺対策検討会議委員の皆様をはじめ、関係各位に心から御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

村山市長 志布隆夫

目次

第1章 計画策定の趣旨等	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の数値目標	2
5 SDGs（持続可能な開発目標）について	3
第2章 村山市における自殺の現状と課題	
1 統計データからみる自殺の現状	4
2 「自殺実態プロファイル（2022）」における村山市の自殺の主な特徴	8
3 「こころの健康に関するアンケート」調査結果からみる現状	10
第3章 第1期計画の推進状況と評価、課題	
基本施策	14
重点施策	19
第4章 村山市における自殺対策の取り組み	
1 基本方針	23
2 推進体制	25
3 施策の体系	26
4 5つの『基本施策』	27
5 4つの『重点施策』	33
6 『生きることの包括的な支援』	38
第5章 相談窓口について	
市の相談窓口	42
村山市各種相談窓口（村山市社会福祉協議会作成）	43
困ったときの相談窓口一覧（山形県精神保健福祉センター作成）	44
資料編	46

第1章 計画策定の趣旨等

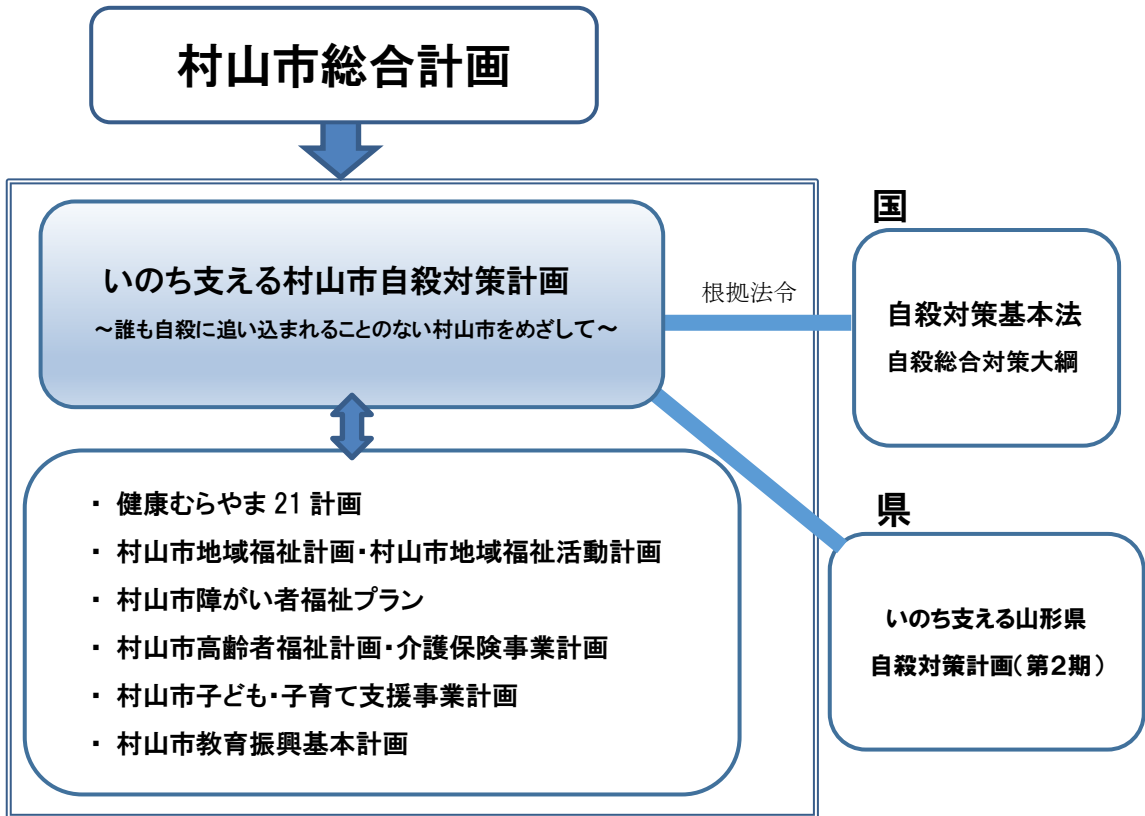
1 計画策定の趣旨

平成28年に自殺対策基本法が改正され、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、村山市においても平成31年3月に「いのち支える村山市自殺対策計画」を策定しました。この計画では、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関が連携し、総合的かつ計画的に自殺対策を推進することにより「誰も自殺に追い込まれることのない村山市」を目指し、取り組みを推進してきたところです。

そしてこの度、令和5年度に計画期間の最終年度を迎えることとなりました。そこで、令和4年10月に閣議決定された国の新しい自殺総合対策大綱の内容を盛り込んだ「第2期のいのち支える村山市自殺対策計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の基本理念、「自殺総合対策大綱」の基本方針を踏まえています。また、村山市の総合計画を上位計画とし、健康むらやま21計画等の市が策定した関連計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 年間とします。

4 計画の数値目標

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、数値目標を掲げ検証しながら進めていきます。

国は、自殺総合対策大綱における当面の目標として、令和 8 年までに自殺死亡率[※]を平成 27 年と比べて 30%以上減らし、13.0 以下とすることを目標として定めました。

このような国の方針を踏まえ、村山市の第 1 期計画では目標を令和 5 年までに自殺死亡率を 17.4 以下、自殺死亡者数を 4.4 人以下とし、令和 10 年までに 14.3 以下、3.6 人以下としていました。これを引き継ぎ、本計画の目標とします。

	自殺死亡率 [※]	自殺死亡者数	減少率
第 1 期策定時 平成 30 (2018)年 (平成 24～28 年の平均値)	20.5	5.2	---
第 2 期策定時【現状値】 令和 5 (2023)年 (平成 29～令和 3 年の平均値)	18.3	4.2 人	10.7%
目標値 令和 10 (2028)年 (令和 4～8 年の平均値)	14.3	3.6 人以下	30%以上

※ 自殺死亡率 人口 10 万人あたりの自殺者数。

厚生労働省の人口動態統計および国勢調査の数値を使用して計算。

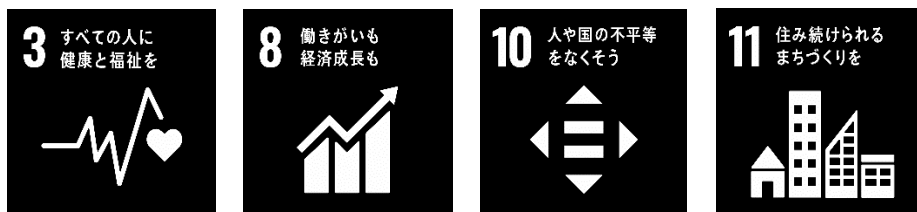
《目標値等の算出方法について》

自殺死亡率、自殺死亡者数ともに年によって数値の振れ幅が大きい場合があるため、比較の際に生じる誤差が軽減するよう、単年度ではなく、5 年間の平均値としています。

第 1 期計画では、自殺死亡率の数値をそのまま利用して年平均を出していましたが、本計画では
$$\frac{\text{自殺死亡者数 (5 年分の合計数)}}{\text{人口 (5 年分の合計数)}} \times 100,000$$
 として算出しています。

5 SDGs（持続可能な開発目標）について

本計画では、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の視点を踏まえています。特に関連する目標は以下のとおりです。



3 すべての人に健康と福祉を

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことで、すべての市民に対して質の高い福祉を提供し、心の健康を保持することを促進します。

8 働きがいも経済成長も

すべての人が働きがいをもって仕事に取り組むことで、失業等の自殺のリスク要因を減らすとともに経済成長を推進します。

10 人や国の不平等をなくそう / 11 住み続けられるまちづくりを

さまざまな分野の関係者や組織などが地域全体で密接に連携し「生きることの包括的な支援」をすることで、すべての人々に包摂的かつ公平で、持続可能な村山市を実現します。

《数値目標について参考》

国の数値目標（自殺総合対策大綱より）

	自殺死亡率	減少率
平成 27（2015）年	18.5	---
令和 8（2026）年	13.0 以下	30%以上

県の数値目標（いのち支える山形県自殺対策計画（第 2 期）より）

	自殺死亡率	自殺者数
平成 27（2015）年	21.7	243 人
令和 5（2023）年	18.1 以下	187 人以下
令和 9（2027）年	15.1 以下	151 人以下

第2章 村山市における自殺の現状と課題

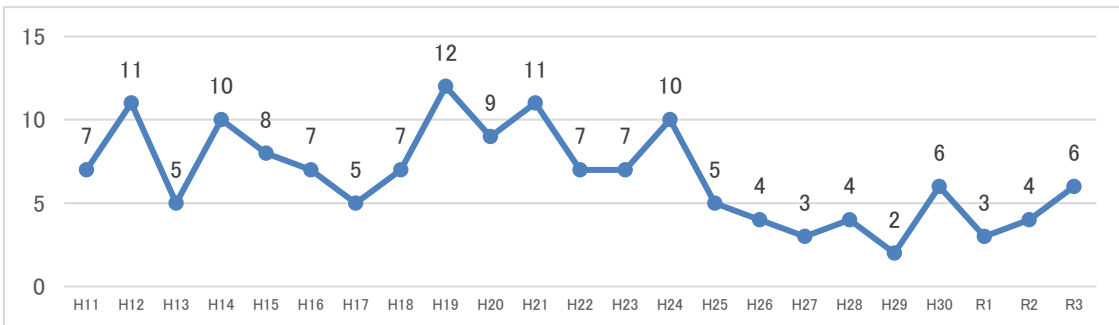
1 統計データからみる自殺の現状

(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

村山市における自殺者数は、平成25年以降10人未満で推移しています（グラフ1）。自殺死亡率は、平成25～29年および令和元年は県と国よりも下回っていますが、平成30年および令和2・3年は上回っています（表1）。

自殺死亡率の変動幅を軽減するため、直近3年間の移動平均*でみると、平成29年度以降ゆるやかな増加傾向がみられます（グラフ3）。

グラフ1：村山市の自殺者数の長期的な推移（人）



厚生労働省人口動態統計

※ 移動平均 各年毎、ある一定の区間（今回は直近3年間）の平均値を求めたもの。
移動平均でグラフを作成すると長期的な傾向を表す滑らかな線となります。

《移動平均の算出方法》
$$\frac{\text{自殺死亡者数（3年分の合計数）}}{\text{人口（3年分の合計数）}} \times 100,000$$

《用いている統計資料について》

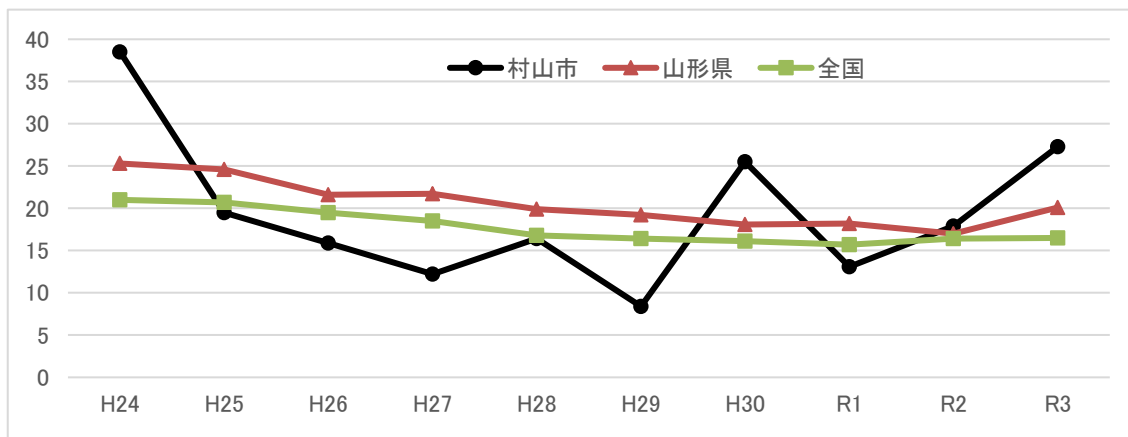
	人口動態統計	地域における自殺の基礎資料
作成元	厚生労働省	警察庁自殺統計原票データに基づき、厚生労働省が集計し公表
対象	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
調査時点	住所地をもとに死亡時点	遺体発見時
人数	住所地で計算	住居地（住所地ではない）と発見地、2通りで集計
市町村ごとの詳細なデータ	なし	あり（自殺者についての「職業」、自殺した「原因・動機」等）

表 1：自殺死亡率の推移と比較（人口 10 万対）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
村山市	38.5	19.5	15.9	12.2	16.4	8.4	25.5	13.1	17.9	27.3
山形県	25.3	24.6	21.6	21.7	19.9	19.2	18.1	18.2	17.0	20.1
全国	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5

厚生労働省人口動態統計

グラフ 2：自殺死亡率の推移と比較

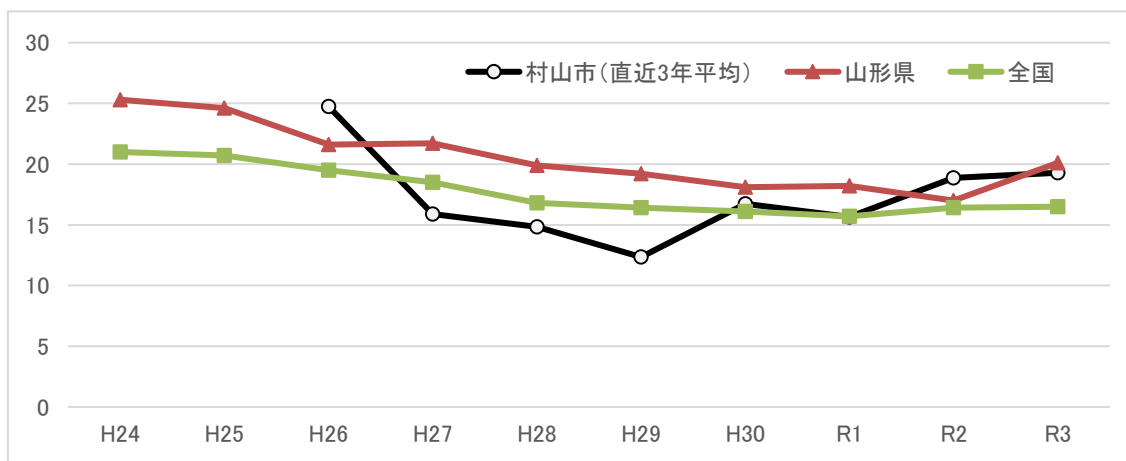


厚生労働省人口動態統計

表 2：村山市の自殺死亡率 直近 3 年の移動平均の推移（人口 10 万対）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
算出年度	H24 s	H25 s	H26 s	H27 s	H28 s	H29 s	H30 s	R1 s
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
村山市（直近 3 年の移動平均）	24.7	15.9	14.8	12.3	16.7	15.7	18.9	19.3

グラフ 3：自殺死亡率の推移と比較（市のみ直近 3 年間の移動平均）



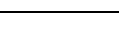


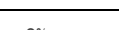


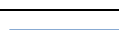

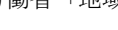


(2) 性別・年齢別の特徴

性・年齢別の自殺者数の割合は、平成 29 年から令和 3 年までの合計で見ると、女性よりも男性が多くなっており、その割合は全国とほぼ同じです。

年代別では、割合と自殺死亡率から男性も女性も 20 歳未満、70 歳代、80 歳以上で全国より高い傾向です（表 3）。

表 3：性・年齢別の自殺者の割合（H29～R3 の平均）

	自殺者の割合（全自殺者に占める割合）			自殺死亡率		
		村山市	全国	村山市	全国	
総数	100%		100%	16.53	16.25	
男性	60%		68.1%	20.46	22.67	
女性	40%		31.9%	12.84	10.14	
男性	20 歳未満	5%	 5%	2.0%	11.08	3.77
	20 歳代	0%	0%	7.7%	0	23.96
	30 歳代	0%	0%	9.1%	0	24.45
	40 歳代	10%	 10%	12.1%	30.66	26.08
	50 歳代	5%	 5%	11.9%	13.27	30.50
	60 歳代	10%	 10%	9.6%	18.68	24.19
	70 歳台	15%	 15%	9.0%	39.53	26.93
	80 歳以上	15%	 15%	6.4%	46.83	34.34
女性	20 歳未満	10%	 10%	1.2%	23.52	2.37
	20 歳代	0%	0%	3.5%	0	11.42
	30 歳代	0%	0%	3.4%	0	9.49
	40 歳代	0%	0%	4.9%	0	10.78
	50 歳代	5%	 5%	4.9%	13.40	12.71
	60 歳代	5%	 5%	4.5%	9.83	10.88
	70 歳台	10%	 10%	5.2%	24.88	13.23
	80 歳以上	10%	 10%	4.4%	16.81	12.97

地域自殺実態プロファイル 2022（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び「人口動態統計」）

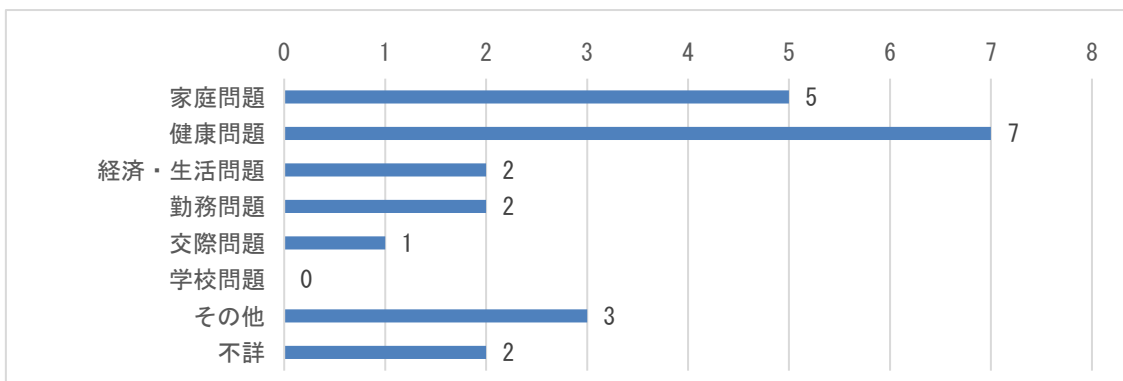
(5) 原因・動機別の状況

村山市の原因・動機別では、「健康問題」が最も多く7人、次いで「家庭問題」5人となっています(グラフ4)。

国・県との比較では、「健康問題」でやや低く、「家庭問題」で高くなっています(グラフ5)。

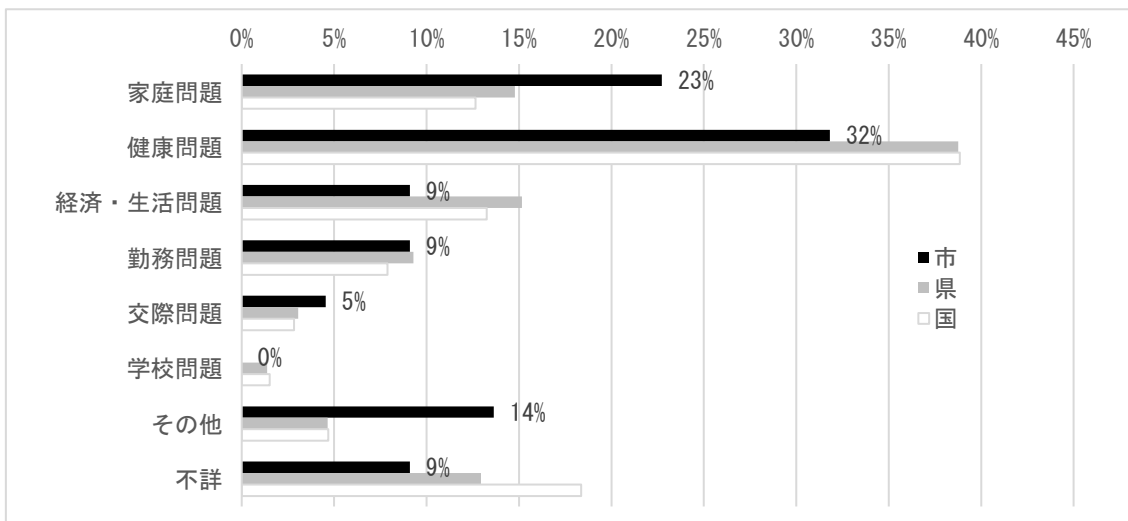
グラフ4：原因・動機別自殺者数(人)(H30～R4の総数19人中)

*原因が複数の場合があるため、自殺者数の総数と異なります



厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

グラフ5：原因・動機別自殺者割合の比較(H30～R4の総数)



厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

2 「自殺実態プロフィール（2022）」における村山市の自殺の主な特徴

市町村単位で効果的な自殺対策を推進するため、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が毎年「地域自殺実態プロフィール」を作成し、都道府県および市町村に提供しています。

背景にある主な自殺の危機経路をみると、村山市の主な自殺の特徴としては、失業（退職）や配置転換といった仕事に関する要因が起点になっているものが多くあることがわかります（表4）。また、要因からうつ状態を引き起こし自殺に至るといった一定の危機経路があることがわかります。

表4：村山市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H29～R3 合計）

特性上位5区分	自殺者数5年計 (割合)	自殺死亡率※2	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上 無職同居	6 (30.0%)	53.2	失業(退職)⇒生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患⇒自殺
2位:女性 60歳以上 無職同居	5 (25.0%)	24.6	身体疾患⇒病苦⇒うつ状態⇒自殺
3位:男性 40～59歳 有職同居	2 (10.0%)	17.1	配置転換⇒過労⇒職場の人間関係の悩み +仕事の失敗⇒うつ状態⇒自殺
4位:男性 40～59歳 有職独居	1 (5.0%)	144.2	配置転換(昇進/降格含む)⇒過労+仕事の 失敗⇒うつ状態+アルコール依存⇒自殺
5位:男性 60歳以上 無職独居	1 (5.0%)	67.6	失業(退職)+死別・離別⇒うつ状態⇒ 将来生活への悲観⇒自殺

地域自殺実態プロフィール2022（警察庁自殺統計原票データを厚生労働省にて特別集計）

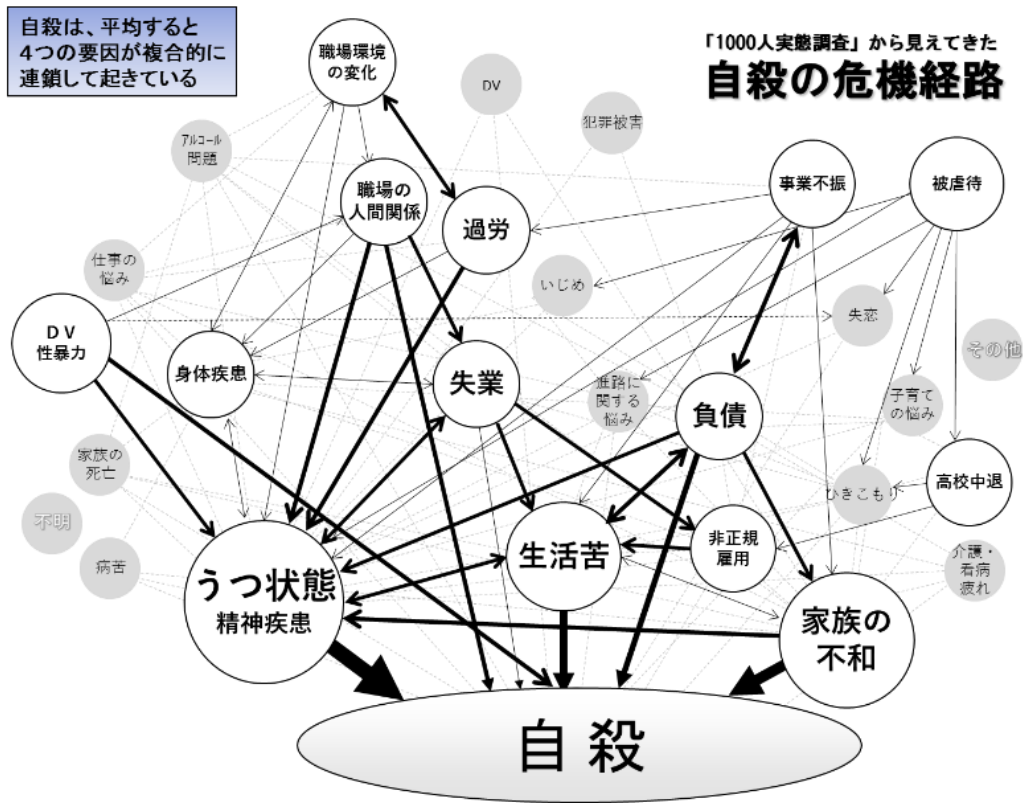
- ・順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は率の高い順。
- ・自殺死亡率の母数（人口）は、令和2年国勢調査を基にJSCPにて推計したもの。
- ・「背景にある自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にしたもの。

《参考：警察庁自殺統計原票データについて》

都道府県警察では、検視・死体調査により遺体の死因を自殺と判断したケースについて、案件毎に自殺統計原票（原因・動機、自殺未遂歴に関する項目あり）を作成しており、これを警察庁でデータ化して遺体の発見日および発見地に基づいて取りまとめられています。

また、令和4年1月分から内容の見直しがされており、職業や原因・動機等について一部項目の細分化、新たな項目の追加がされています。

図 1 : 自殺の危機経路



自殺実態白書 2013(ライオン)

自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされています。

図の中の○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強くなります。

3 「こころの健康に関するアンケート」調査結果からみる現状

(1) こころの健康に関するアンケート調査（18～79歳の市民）

令和5年6月に実施した市民への調査結果では、日ごろ感じる悩みやストレスとして「②病気などの健康の問題」「①家庭の問題」と回答した方が多くありました（表6）。これは、自殺の原因・動機（7ページ・グラフ4）と同じ傾向が見られます。

相談できる人が「①いる」と答えた方は約7割でした（グラフ7）。相談先としては、「家族や親族」の回答が一番多く、次に「友人や同僚」「かかりつけの医療機関等」の順となりました（表7）。一方で、相談しない窓口として「公的な相談機関」との回答が49.0%ありました（表7）。

ゲートキーパーについて、「①②知っている」「③聞いたことがある」を合わせると30.7%となり、令和3年度に調査した国の認知度12.3%よりも高い結果でした（グラフ8）。また、こころの健康に関する講演会等に「①ぜひ参加したい」「②どちらかといえば参加したい」と回答した方が合わせて24.0%でした（グラフ9）

表5: 回答者の性別

性別	回答数
①男性	222
②女性	278
③回答しない	3
未回答	3
計	506

グラフ6: 回答者の年齢

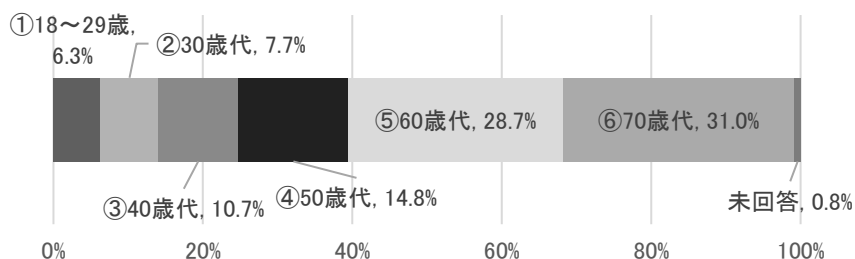


表6: あなたは日ごろどんな悩みやストレスを感じますか(複数回答3つまで)

項目	回答数	割合
①家庭の問題	206	40.7%
②病気などの健康の問題	212	41.9%
③経済的な問題	116	22.9%
④仕事関係の問題	119	23.5%
⑤恋愛関係の問題	17	3.4%
⑥学校の問題	8	1.6%
⑦その他	36	7.1%
⑧悩みやストレスは特にない	91	18.0%

※「⑦その他」の回答として、近所の人間関係や地域との付き合い、老後の不安等

グラフ7: ストレスや悩みを相談したいとき
相談できる人はいますか

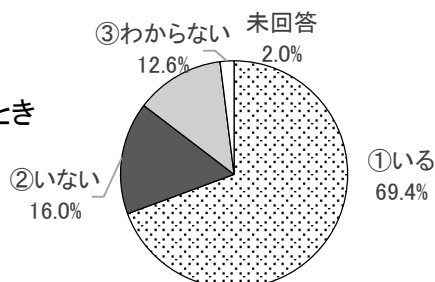
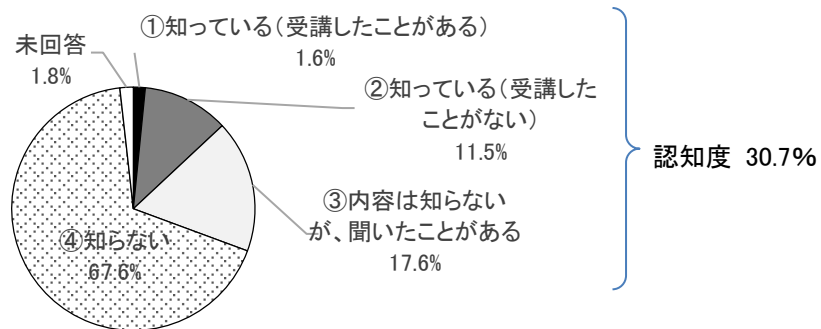


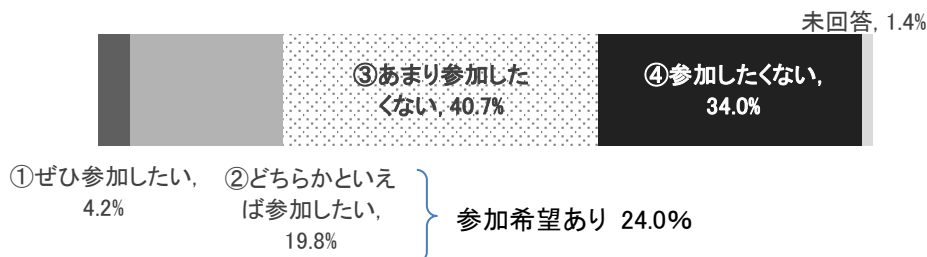
表7：悩みを相談するとしたらどんな人に相談（どんな窓口を利用）すると思いますか
（1～3の選択肢のうち、それぞれあてはまるものを選択）

項目	選択肢			
	1. 相談する	2. 相談しない	3. 知らない	未回答
家族や親族	79.4%	14.4%	/	6.1%
友人や同僚	58.1%	29.1%		12.8%
近所の人	9.3%	71.5%		19.2%
かかりつけの医療機関等	43.5%	32.6%	8.7%	15.2%
公的な相談機関	19.2%	49.0%	13.0%	18.8%
民間の相談機関	6.1%	59.1%	15.0%	19.8%
電話相談やSNS相談	6.5%	61.9%	11.7%	20.0%

グラフ8：あなたは、ゲートキーパー（心のサポーター）についてご存じですか



グラフ9：今後、こころの健康や自殺対策に関する講演会や講習会に参加したいと
思いますか



《参考：ゲートキーパー（心のサポーター）について》

悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のこと。特別な研修や資格は必要なく、誰でもなることができる。それぞれの立場から、できることから進んで行動を起こすことが自殺対策につながる。

ゲートキーパー
期待される4つの役割

1. 変化に気づいて、声をかける
2. じっくりと耳を傾ける
3. 支援先につなげる
4. 温かく見守る

(2) こころの健康に関するアンケート調査（市内事業所）

市内事業所への調査では、従業員が5人以上と思われる事業所（官公庁を除く）にアンケートを送付し、実施しました（グラフ10）。

事業所内にメンタルヘルスを担当するスタッフが「①いる」と答えた事業所は34.7%で「人事労務管理等の担当者」がメンタルヘルスを担当していることが多いという結果でした（表8）。

相談体制としては、「上司等が随時相談に応じている」が71.0%と圧倒的に多く（表9）、メンタルヘルスに関して職場における上司等の役割が大きいことが分かります。

このような状況の中で、職場での研修や教育を「実施していない」という回答が76.4%でした（グラフ11）。

グラフ10:事業所の従業員数(常勤)

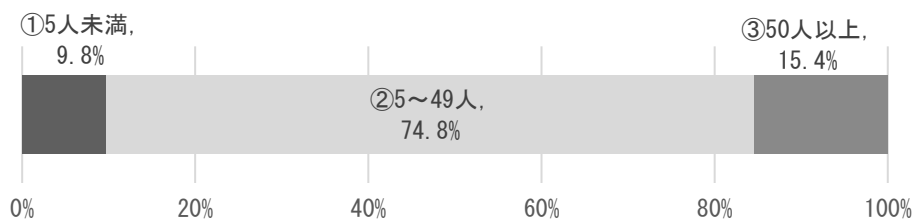


表8:事業所内にメンタルヘルスを担当するスタッフはいますか

項目	回答数	割合
①いる	43	34.7%
②いない	80	64.5%
③わからない	1	0.8%

「①いる」のうち、担当者の内訳（複数回答あり）
・人事労務管理等の担当者 25
・衛生委員会メンバー 12
・産業保健の担当者 5
・その他 7

《参考:小規模事業所のメンタルヘルス対策について》

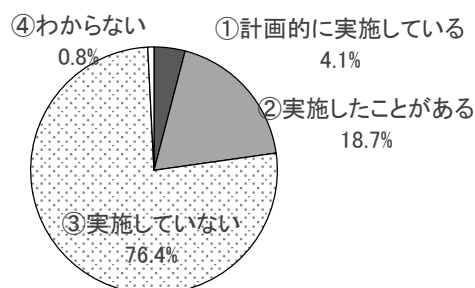
従業員が50人以上の規模では、衛生管理者等の選任及び衛生委員会等の設置が義務付けられています(労働安全衛生法)。

一方、50人未満の小規模事業所については、安全衛生推進者(または衛生推進者)の選任と、地域産業保健センター等の事業所外資源が提供する支援等を積極的に活用し、取り組むことが望ましいとされています。

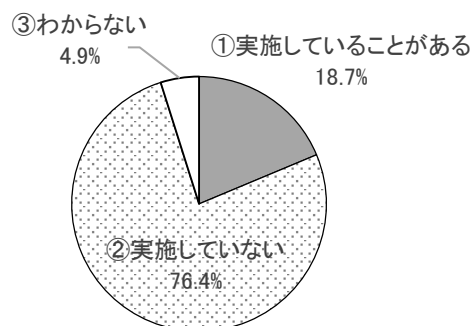
表9: あなたの職場におけるメンタルヘルスに関する相談体制のうち、
あてはまるものはどれですか(あてはまるもの全てに回答)

項目	回答数	割合
①専門職が対応するメンタルヘルス専門の相談窓口がある	6	4.8%
②上司等が随時相談に応じている	88	71.0%
③上司以外(例えば産業保健の担当者等)が随時相談に応じている	15	12.1%
④事業所外の相談窓口等を紹介している	15	12.1%
⑤個人におまかせしている	28	22.6%
⑥あてはまるものはない	11	8.9%
⑦その他	4	3.2%

グラフ11: あなたの職場ではメンタルヘルスに関する研修や教育を実施していますか



グラフ12: メンタルヘルス対策として実施していることはありますか



実施していることとして具体例 (自由記載)

- ・環境づくり 9件
(相談しやすい環境づくり、メンター制度の導入、イベント等の開催、休暇をとりやすく)
- ・ストレスチェックの実施 5件
- ・個人面談(定期・不定期) 4件
- ・研修 3件
- ・その他 3件
(冊子の配布、計画策定、社外コンサル)

第3章 第1期計画の推進状況と評価、課題

第1期計画では、下記のとおり基本施策と重点施策を推進・実施してきました。この推進状況を取りまとめ、評価と課題を整理します。

基本施策 ①地域におけるネットワークの強化

【主な取り組み（第1期計画からの転記）】

- 高齢者サロンやいきいき見守りネットワークなどの活動を支援し、高齢者の孤立や孤独を防ぎます。（福祉課）
- 青少年育成団体や、若者支援団体などと連携し、いじめ防止や若者の居場所づくりを推進します。（学校教育課・生涯学習課）
- 複合的な問題を抱えている人が切れ目ない支援を受けられるよう、相談窓口や支援機関がつながり、連携を強化していきます。（福祉課）

【第1期計画の推進状況と課題】

●高齢者支援のネットワークをこれまでどおり継続して実施

社会福祉協議会と連携して支援を実施。民生委員・児童委員からも福祉票等で協力をいただいております。地域の支援が必要と思われる高齢者への支援が継続されています。

●青少年育成団体や、若者支援団体などと連携した事業を実施

新型コロナウイルス感染症流行のため中止となった事業があるものの、子どものための人生を学ぶ機会づくりになる講演会等の開催を継続。令和5年度は、教育支援センター及び図書館とも連携して読書会を開催しました。

●「いじめ問題対策連絡協議会※」を設立し、情報共有

平成31年4月に設立。いじめ問題の現状について情報共有をしています。

●自殺対策庁内連絡会議、自殺対策ネットワーク会議は定期開催が必要

自殺対策ネットワーク会議は令和5年度に設置し、開催しました。

新型コロナウイルス感染症流行のため、自殺対策庁内連絡会議は書面会議が中心となりました。連携強化には、顔を合わせる機会も大切です。自殺対策ネットワーク会議とともに定期開催を継続していくことが必要です。

※ 27 ページ注釈を参照

【評価指標と実績】

評価項目	目標値	実績
自殺対策庁内連絡会議	2回／年 (計画の評価・見直し)	R元～3年度 書面会議開催 R4年度 2回(対面・書面) R5年度 2回(対面・書面)
自殺対策ネットワーク会議	計画期間中に実施	R5年度 開催

基本施策 ②自殺対策を支えるゲートキーパーなどの人材の育成

【主な取り組み(第1期計画からの転記)】

- 身近な人の心の悩みや変化に気づき、声をかけ見守ることができる人材「ゲートキーパー(命の門番)」の養成や活動を推進します。(保健課等)
- 民生委員・児童委員、保健委員など地域において見守り活動や健康づくりを推進している組織の活動を支援し、地域における相談者のスキルアップを図ります。(福祉課・保健課)
- 市民の各種相談に従事する職員が、複数の悩みに気づき、確実に支援機関につながることができるよう、市役所内の意識を高め職員のスキルアップを目的とした研修会参加を促します。(保健課)

【第1期計画の推進状況と課題】

●ゲートキーパー養成講座は令和2年度と4年度、5年度に実施

新型コロナウイルス感染症流行下において、予定通りには開催できませんでした。

令和2年度は介護事業所等の職員と一般市民、令和4年度は保健委員と食生活改善推進員を対象として開催。令和5年度は市内事業所に案内送付し、企業等の参加を得ることができました。

●市職員を対象とした研修会参加の促進は、方法について検討が必要

様々なスキルアップを目的とした職員研修が実施されているため、ゲートキーパー等の人材育成に関する研修も連携・協力して実施できるよう検討が必要です。

《参考：ゲートキーパーの認知度について》

自殺総合対策大綱において、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指しています。

令和3年度自殺対策に関する意識調査(厚生労働省自殺対策推進室)における認知度は12.3%(内容まで知っていた3.1%、言葉はきいたことがある9.2%)。

【評価指標と実績】

評価項目	目標値	実績				
		R1	R2	R3	R4	R5
ゲートキーパー養成講座の開催	(年度) 1回以上/年	中止	1回 (19人)	中止	1回 (122人)	2回 (39人)
ゲートキーパーを知っている人の割合	20%以上	*R5.6月アンケート調査より 30.7% 知っている 13.1% 内容は知らないが聞いたことがある 17.6%				

ゲートキーパー養成講座の参加者の内訳について

- R2 年度：一般市民・介護事業所職員
- R4 年度：保健委員・食生活改善推進員
- R5 年度：一般市民・市内事業所職員・保護司等

基本施策 ③市民への啓発と周知

【主な取り組み（第1期計画からの転記）】

- 市の保健課にこころの相談窓口を設置し、ストレスや悩みを抱える人の相談に随時対応します。必要時専門の相談等につなげていけるよう関係機関との連携を強化します。（保健課）
- 市のホームページに「こころの体温計」セルフチェックシステムを掲載し広くストレスについて知ってもらうサイトを設ける他、県内の様々な相談窓口の周知を行います。（保健課）
- 健康まつりなど市のイベント開催時に、こころの健康に関する啓発活動を継続して行います。（保健課）

【第1期計画の推進状況と課題】

●こころの相談窓口を「まちかど保健室」にも設置して、周知を実施

「まちかど保健室」は年6回程度、地域市民センター等で開催。チラシや、会場に看板を掲げてこころの相談窓口について周知を実施。

●評価指標を達成した年度は少ない結果となった

新型コロナウイルス流行下においてイベントや健康講座等の周知の機会が減ったこともあり、達成した年度は少ない結果となりましたが、自殺予防週間や自殺予防強化月間等の機会をとらえて実施しました。

●チラシ等の配布と併用して、メディア媒体を活用した周知と情報発信が必要

市ホームページや市報といったメディア媒体を活用した広報活動は大切です。特

に「こころの体温計」のようなスマートフォンを利用したものが求められていくと考えられます。様々な機会や媒体を活用し、幅広く受け取ってもらえるよう模索していく必要があります。

【評価指標と実績】

評価項目	目標値	実績（年度）				
		R1	R2	R3	R4	R5*
こころの相談窓口利用人数	10人以上／年	5人	11人	11人	4人	12人
こころの体温計アクセス件数	6,000件以上／年	6,429	6,956	4,507	4,556	6,000
市広報誌での啓発・周知	2回／年	1回	1回	2回	1回	2回
イベント等でのチラシ配布	2,000件／年	800	700	800	1,200	2,000

*R5年度は年度末までの予定・推計数

基本施策 ④生きることの促進要因への支援

【主な取り組み（第1期計画からの転記）】

- さまざまな問題を抱えている人が切れ目ない支援を受けることができるよう、相談支援を充実させるとともに、分野を越えた相談支援体制が構築できるよう連携強化を図ります。（保健課、福祉課）
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、相談体制、支援体制の強化を図り、関係機関と連携しながら、継続的な支援に努めます。（保健課、福祉課）
- 大切な人を自死で亡くした家族への支援を強化していきます。県が実施している自死遺族の集会や相談支援へ適切につないでいけるよう関係機関との連携強化に努めます。（保健課）
- サロンやサークル活動などの交流の場を通して信頼できる人間関係の構築や孤立を防げるよう、居場所づくりや事業の周知に努めます。（福祉課、生涯学習課）

【第1期計画の推進状況と課題】

●課を超えた連携を実施、切れ目のない対応のために今後も連携体制の強化は大切

これまでも随時の相談支援をはじめ、福祉課・保健課・子育て支援課等、課を超えての連携、民生委員・児童委員や相談事業所との連携を実施して支援に取り組んでいます。さらに自殺リスクの高い人、自殺未遂者への支援にも切れ目なく対応していきけるよう今後も連携強化を図っていくことが求められます。

●自死遺族の支援は、必要に応じてつないでいけるよう体制整備を

自死遺族の支援については、県の事業等の情報の把握に努めており、必要に応じて適切につないでいけるよう体制を整えていきます。

●居場所づくり等への支援を継続

新型コロナウイルス感染症流行下、サロンやサークル活動が下火になった時期もありましたが、生涯学習活動支援事業にて助成を継続しています。

基本施策 ⑤生徒児童のSOSの出し方に関する教育

【主な取り組み（第1期計画からの転記）】

- 各小・中学校において毎月初めの安全の日に、悩みや困っている内容に関するアンケートを実施し、児童生徒個々の困り感を把握し、問題の把握と早期解決に向けた取り組みを行います。内容によっては教育委員会と学校でケース会議を開催し、ともに問題解決にあたります。（学校教育課）
- 児童生徒、保護者及び教職員対象の相談窓口を開設し、要請に応じて学校教育課指導主事、教育相談室、市教育支援センター、スクールカウンセラーと連携しながら相談に応じます。（学校教育課）

【第1期計画の推進状況と課題】

●アンケートを継続実施

6月と11月はいじめに関するアンケートを実施。アンケートの結果は、個々への支援や問題の把握と解決に活用しています。

●教育現場での相談体制を強化

令和3年度からは、スクールソーシャルワークコーディネーターも導入され、体制が強化されています。

●SOSの出し方教育を実施、今後はSOSの受け止め方教育も併せて推進を

SOSの出し方に関する教育は、令和5年度に中学校で1校実施。

生徒児童を取り巻く保護者や地域の方がそのサインに気付けるようSOSの受け止め方教育も併せて推進していく必要があります。

【評価指標】

評価項目	目標値	実績
SOSの出し方教育の推進	すべての小中学校で実施	R元、R2、R3、R4年度 実施なし R5 中学校1校
小中学生を対象とした悩みに関するアンケート実施回数	12回/年 (継続)	6~8回/年

重点施策 ①高齢者の自殺対策

【主な取り組み（第1期計画からの転記）】

- 民生委員・児童委員及びいきいきネットワークの活動を支援し、見守り体制の充実を図ります。（福祉課）
- 地域包括支援センターの運営により、生活課題の総合的な相談・支援体制の確保を図ります。（福祉課）
- 市老人クラブ連合会及び市内各単位老人クラブの活動を支援し、いきがづくりを推進します。（福祉課）
- 地域でのふれあい・いきいきサロンの活動を支援し、居場所づくりの推進を図ります。（福祉課、生涯学習課）
- 地域において見守りや相談できる人材を広く育成するために、ゲートキーパー養成研修の開催を推進します。（保健課）

【第1期計画の推進状況と課題】

●高齢者を対象とした見守りや地域活動への支援を継続実施

民生委員・児童委員や社会福祉協議会を中心とした地域での支援は定着し、継続して実施しています。さらに発展させるため、今後は医療機関や介護支援事業所等とも連携を強化していくことが望まれます。

●サロン等の活動の支援を継続

新型コロナウイルス感染流行下では、サロン等の活動が下火になった時期もありましたが、戻ってきています。これを後押しし、今後も活動を継続していけるよう支援していく必要があります。

重点施策 ②生活困窮者の自殺対策

【主な取り組み（第1期計画からの転記）】

- 自立相談支援事業に取り組み、自立に向けて就労などの相談やプラン作成などの支援を推進します。（福祉課）
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係機関との連携により、生活福祉資金貸付事業に取り組み、自立に向けた支援を推進します。（福祉課）
- 母子・父子自立支援員の配置により、ひとり親家庭などの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び助言、就労等に関する支援を行い、生活の安定、児童福祉の増進を図ります。（子育て支援課）
- 「自立支援教育訓練給付金事業」や「高等職業訓練促進給付金等事業」を実施し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を推進します。（子育て支援課）

【第1期計画の推進状況と課題】

●今後も分野を超えて自立にむけて包括的に支援できるよう、連携強化を推進

福祉課窓口や社会福祉協議会を中心に、個々に合わせた制度の利用や関係機関との連携等、対応に当たっています。また、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等とも連携し、セーフティネットへとつながることができるように取り組んでおり、連携強化を図ります。

●ひとり親家庭への相談と支援を実施

母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭などの相談に応じ、「自立支援教育訓練給付金事業^{※1}」や「高等職業訓練促進給付金等事業^{※2}」を継続実施しています。

重点施策 ③子ども・若者の自殺対策

【主な取り組み（第1期計画からの転記）】

- 帰宅後、保護者のいない小学生を対象とし、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」を実施します。悩みや困難を抱えた子どもや保護者がいた場合には、指導員や職員が必要な機関へつなぎます。（子育て支援課）
- 家庭における児童養育の健全化及び児童養育の適正化を図り、家庭児童福祉の向上を目指すため、家庭児童相談員を配置し相談活動を行っています。（子育て支援課）
- 地域の子育て家庭に対する子育て支援センターを市内3か所に開設し、保護者の交流の場を設けることで、子育てに関する悩みや不安を相談しやすくし孤立を防ぎます。支援センターのひとつである「ポポーのひろば」に、子育て支援事業の情報提供や相談、関係機関との連絡調整を行う総合窓口として子育て支援コーディネーターを配置し、悩みを抱えた相談者の相談を受け付けます。（子育て支援課）
- 教育相談員を配置し、相談者との面談（電話相談を含む）を通して個々の困り感を解消するための助言を行います。また、月に一回程度「教育相談便り（心の窓）」を発行し、市内小・中学校及び保護者に配布します。（学校教育課）
- 村山市教育支援センター（いきいき元気館内）を設置し、教育支援センター指導員1名を配置しています。週5日、カウンセリングに基づいた心の交流を通して、当該児童生徒との信頼関係を深め、自己や他者を肯定的に見つめる子どもを育成します。（学校教育課）
- 基本的な生活習慣の改善を図り、自立心を育てます。個々の実態に応じた学力の充実を図り、成就感を持たせながら学習意欲を育てます。学校、家庭、その他の関係諸機関との協力体制を充実させ、学校復帰への意欲を育みます。（学校教育課）

※1 34ページの注釈3を参照

※2 34ページの注釈4を参照

- 県若者相談支援拠点との連携を図り、不登校やひきこもり等に悩む若者の自立支援を推進していきます。(生涯学習課)
- 子どもや若者が、いつでも不安や悩みを打ち明けられるよう24時間対応できる相談窓口などの周知を図ります。(生涯学習課)
- 「いじめ・非行をなくそう県民運動」「大人が変われば子どもも変わる県民運動」を推進し、学校・家庭・地域が連携して健全な社会環境・地域づくりをすすめます。(生涯学習課)
- 「GOGO!むらやま夢体験塾」をはじめとした、さまざまな体験の場の提供に力を入れ、豊かな心とタフな精神の育成を図ります。(生涯学習課)

【第1期計画の推進状況と課題】

●子育てや教育に対する支援が手厚くなり、体制も強化

令和2年度から「子育てスマイルプロジェクト」が開始。また、教育に関する支援も手厚くなっており、教育支援センターの拡大やスクールソーシャルワークコーディネーター(SSWC)の導入等、支援体制が強化されています。子ども・若者の悩みには、育児不安、生活困難、不登校、ひきこもり等、本人と家族のみでは解決が難しいものもあるため、地域・行政における相談支援の役割は大きいと思われまます。今後も充実が望まれます。

●子ども・若者を対象とした「生きることの促進要因」を高める事業を実施

青少年育成市民会議と共同で標語の募集、「子どもの未来を考える講演会」等を開催。「GOGO!むらやま夢体験塾」も開催しました。

重点施策 ④勤務・経営問題による自殺対策

【主な取り組み(第1期計画からの転記)】

- 2名の企業支援コーディネーターが、市内企業への現場改善指導や様々な困りごとを吸い上げ、きめ細やかな支援を行います。(商工観光課)
- 中小企業向けの「徳内資金」や「小規模企業活性化補助金」、勤労者向けの「生活安定資金」などの低金利融資制度や「就業者等定住促進助成金」などを継続します。(商工観光課)
- 働き方改革制度の周知やこころの健康づくりについて、正しい知識の普及啓発を図ります。(商工観光課・保健課)
- 市内の企業や事業所におけるこころの健康づくりを推進し、メンタルヘルス研修やゲートキーパー養成研修などの開催を支援します。(保健課)

【第1期計画の推進状況と課題】

●企業支援コーディネーター設置事業を継続実施

企業訪問等による支援を継続。また、「徳内資金[※]」をはじめ、各種補助金等も継続して実施しています。

●市内事業所の実態調査を実施、市の事業を有効活用してもらう取り組みが必要

市内事業所を対象にした「こころの健康づくりアンケート」で、メンタルヘルス対策の実態調査を実施。自由記載欄には市の事業等に関する情報が欲しいという意見も見られました。

働き方改革やこころの健康づくりについては、山形県や労働基準監督署等でも広報・周知をしています。これを後押しするとともに、市の事業を活用してもらえよう、取り組みについて情報発信していくことが必要です。

※ 37 ページの注釈1を参照

第4章 村山市における自殺対策の取り組み

村山市における自殺の現状と課題、国の自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）および山形県の計画（いのち支える山形県自殺対策計画（第2期））を踏まえ、村山市の自殺対策を総合的に取り組んでいきます。

1 基本方針

新しい国の自殺総合対策大綱を踏まえ、村山市における自殺の現状と第1期からの流れを受け、引き続き以下の5点を基本方針とします。

1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺リスクの軽減には、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らすだけでなく、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことも重要です。地域において関連するあらゆる取り組みを総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進します。

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進

自殺に追い込まれようとしている人が地域で安心して生活できるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取り組みが重要です。また、このような取り組みを包括的に実施するためには、さまざまな分野の関係者や組織などが密接に連携する必要があります。

3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

効果的な対策を講じるためには、「社会制度のレベル」「地域連携のレベル」「対人支援のレベル」の3つのレベル（図2）に応じた対策と、それを連動させて推進していくことが重要です。

加えて、自殺の事前対応の「更に前段階での取り組み」を推進することも重要です。

4) 啓発と実践を両輪として推進

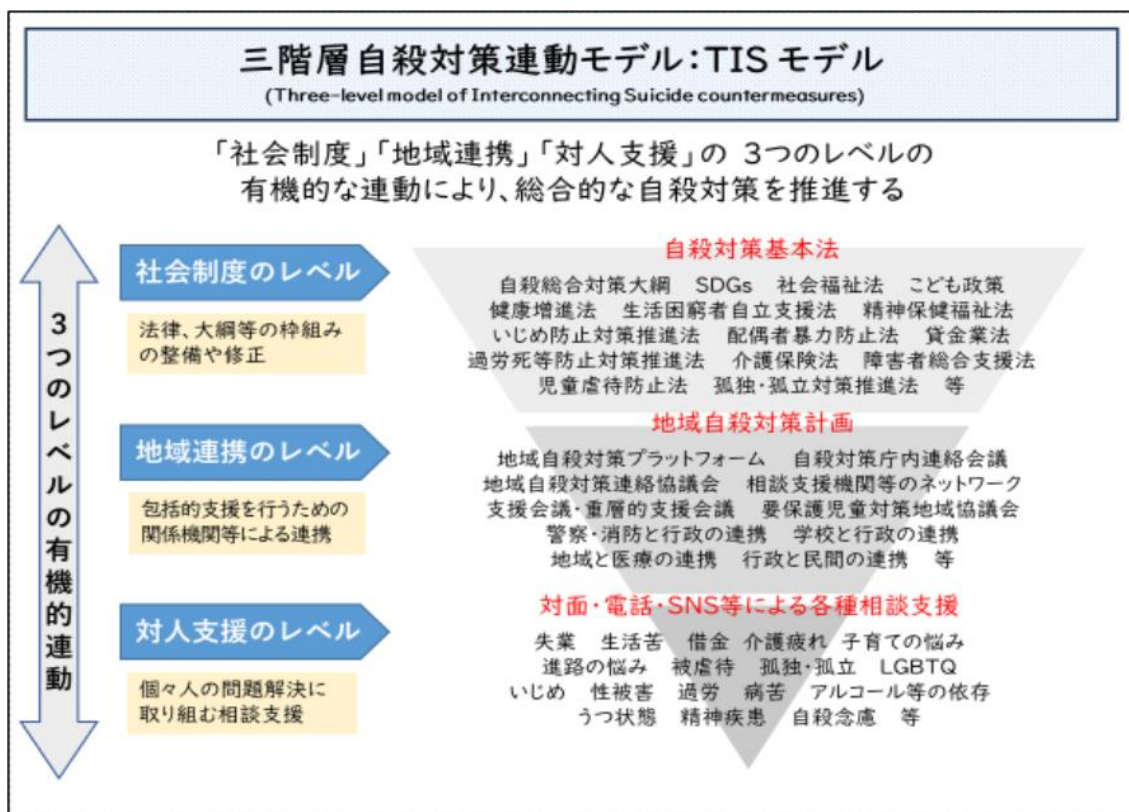
メンタルヘルスへの理解を広げ、すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門家につなぎ、見守っていけるよ

う、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

行政だけでなく、関係団体、企業、市民がそれぞれ地域で果たすべき役割を明確にし、情報を共有化することで、相互理解を深め、連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

図2：TISモデル



自殺総合対策推進センター

2 推進体制

村山市の自殺対策がその効果を発揮するには、行政はもちろん、学校、企業（職場）、関係団体、地域、市民などが連携し協働しながら自殺対策を推進していく必要があります。そのため、広く地域の関係機関・団体から参加を得てネットワーク会議を立ち上げました。効果的な対策のために、それぞれの果たすべき役割を明確にし、連携し、情報共有と推進を図ります。

また、村山市では自殺対策を推進するにあたり、庁内連絡会議を組織し、協議・検討を重ねています。庁内連絡会議は、庁内の関係課が参画する体制をとっており、いのち支える自殺対策推進本部の役割を担っています。

○村山市自殺対策ネットワーク会議の構成

所 属 等	分 野
村山市医師会	医療
村山市民生委員児童委員協議会	福祉
村山市主任児童委員	福祉
村山市保健委員会	保健
村山市青少年育成推進員協議会	青少年育成
村山市商工会	企業
村山市校長会	教育
村山保健所	保健
村山警察署	警察
村山市社会福祉協議会	福祉
村山市消防署	消防

○村山市自殺対策庁内連絡会議の構成

課 名	分 野
保健課	医療・保健
福祉課	福祉
子育て支援課	福祉
学校教育課	教育
生涯学習課	青少年育成
商工観光課	企業

3 施策の体系

基本方針を踏まえ、既に行われている様々な事業も含めて施策をまとめました。

5つの『基本施策』、4つの『重点施策』、そして各事業である『生きることの支援』として体系付け、構成します。

『基本施策』は、地域で自殺対策を推進していく際に欠かすことのできないベースとなる取り組みです。『重点施策』は、「村山市の自殺の現状」と「地域自殺実態プロフィール」を参考に、村山市における自殺リスク要因の高い集団4つに焦点を絞り、包括的な内容としています。

施策の体系を定めることで、各施策を連動させ、包括的な取り組みとして推進していきます。

5つの『基本施策』 自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない取り組み

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支えるゲートキーパー等の人材の育成
- ③ 市民への啓発・周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

4つの『重点施策』 村山市における自殺のリスク群と 自殺リスク要因に沿った取り組み

- ① 高齢者の自殺対策
- ② 生活困窮者の自殺対策
- ③ 子ども・若者の自殺対策
- ④ 勤務・経営問題による自殺対策

関連の『生きることの包括的な支援』

様々な分野における「生きることの包括的な支援」の取り組み（自殺対策との連動）

基本施策① 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、様々な問題や要因が関係・連鎖しているといわれ、関係者が連携、協力して自殺対策を推進していくことが大変重要となります。

精神保健的な視点だけではなく、社会的、経済的な面からもとらえられるよう、様々な分野のネットワークを活用し、連携を強化していきます。

● ● 主な取り組み ● ● ● ●

<p>○自殺対策のネットワーク（庁内および地域）</p> <p>▶自殺対策庁内連絡会議および自殺対策ネットワーク会議を定期的開催し、地域における自殺対策の基盤強化を図ります。</p>	保健課
<p>○福祉分野、高齢者支援のネットワーク</p> <p>▶生活困窮や介護、障がいに関する悩み等、複合的な問題を抱えて支援を必要としている人が、切れ目なく支援を受けられるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の各関係機関、民生委員・児童委員等と連携を強化していきます。</p> <p>▶高齢者の孤立や孤独を防ぎ、見守りを強化するため、高齢者サロンや高齢者見守りネットワークなどの活動を支援します。</p>	福祉課
<p>○子育て分野のネットワーク</p> <p>▶保育が必要な児童への関わりだけでなく、その家族に対しても日常の様子や会話から本人の変化への気づきや声かけを行い、必要に応じて家族に対し支援するため連携を強化します。</p>	子育て支援課
<p>○いじめ問題対策、教育相談のネットワーク</p> <p>▶いじめ問題対策連絡協議会[※]を開催し、地域との連携を図りながらいじめ防止を推進します。</p> <p>▶児童生徒、保護者及び教職員対象の相談窓口を開設し、教育委員会、教育相談員、教育支援センター「ひまわり」支援員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワークコーディネーターと連携しながら、相談に応じます。</p>	学校教育課
<p>○学校・家庭・地域が連携する地域づくりのネットワーク</p> <p>▶「いじめ・非行をなくそう県民運動」「大人が変われば子どもも変わる県民運動」を推進し、学校・家庭・地域が連携して健全な社会環境・地域づくりをすすめます。</p>	生涯学習課

※いじめ問題対策連絡協議会

村山市いじめ防止対策の推進に関する条例(H31.4.1 施行)に基づいて設置。村山市いじめ防止基本方針に基づき、情報交換を行ったり、いじめの防止等に必要な事項及び対策について協議及び審議を行ったりする機関。

【基本施策① 取り組み指標】

項目	現状値（令和5年まで）	目標値（令和6～10年度）
自殺対策庁内連絡会議	（15 ページの実績を参照）	2 回以上／年
自殺対策ネットワーク 会議	令和5年度に実施	1 回／年

基本施策② 自殺対策を支えるゲートキーパー等の人材の育成

心の悩みや自殺を考えている人は何らかのサインを発していると言われていま
す。普段から自殺予防の視点を持ち、そのサインに気づき、傾聴し、相談機関等
につなげられる人材（ゲートキーパー）の養成を推進します。

● ● 主な取り組み ● ● ● ●

<p>○ゲートキーパー養成講座開催の推進と、市職員の相談スキル向上に 関する研修の推進</p> <p>▶身近な人の心の悩みや変化に気づき、声をかけ見守ることができる人 材（ゲートキーパー等）を養成するため、講座を開催します。</p> <p>▶市民の各種相談に従事する市の職員が、複数の悩みに気づき、確実に 支援につなぐことができるよう、相談のスキルに関する職員研修や意識 の向上に関する取り組みを推進します。</p>	保健課
<p>○地域で活動する団体への人材育成の推進</p> <p>▶民生委員・児童委員、保健委員など、地域において見守り活動や健康 づくりを推進している方々を支援し、相談者としてのスキルアップを図 るため、ゲートキーパー養成を推進します。</p>	福祉課 保健課
<p>○子育て支援分野での人材育成の推進</p> <p>▶保育施設や学童施設の職員が児童や家族に対する支援や見守りの意識 を持つためのゲートキーパー養成を推進します。</p>	子育て支援課
<p>○教職員等の人材育成の推進</p> <p>▶研修を通して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワークコ ーディネーターと連携を図り、児童生徒が発するサインに気づき、傾聴 できる教職員の育成に努めます。</p>	学校教育課
<p>○職域での人材育成の推進</p> <p>▶企業向けメンタルヘルス研修会等を開催し、企業内や職場において部 下や同僚の変化に気づき、声掛け、相談を受けることができるゲートキ ーパーの養成を推進します。</p>	商工観光課 保健課

【基本施策② 取り組み指標】

項目	現状値（令和5年）	目標値（令和6～10年度）
ゲートキーパー養成等、メンタルヘルスに関する講座の開催	2回／年	2回以上／年
メンタルヘルスに関する講座への地域の関係団体からの参加	2団体／年＊	1団体以上／年

＊市商工会、保護司会の2団体

基本施策③ 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが必要であるため、これを地域全体の共通認識にしていくことが重要です。幅広くメンタルヘルスに関する啓発と周知、および情報発信を実施していきます。

また、こころの健康に関する相談窓口等が利用されるには、十分に周知されていること、相談に対する心理的なハードルを解消する必要があるため、周知とともに、ICTを活用するなど相談しやすい環境づくりについても検討していきます。

● ● 主な取り組み ● ● ● ●

<p>○各種メディア媒体を利用した啓発と周知、保健分野での啓発と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶市報やホームページ、市公式 LINE 等、各種メディア媒体を利用した情報発信に取り組みます。また、市のホームページに「こころの体温計※」を設置し、ストレスについて広く知ってもらい、県内の各種相談窓口の周知を行います。 ▶チラシ等の啓発グッズの配布や、ポスターの掲示等、こころの健康に関する情報とともに、関連する市や県の事業の周知を行い、利用を促します。 ▶健幸フェア等の市イベント開催時や、関係団体の集会等の機会をとらえて啓発周知活動に取り組みます。 	保健課
<p>○福祉分野での啓発と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶関係機関、団体と連携し、様々な機会を利用して、高齢者や障がい者などへの啓発、相談窓口の周知に努めます。 	福祉課
<p>○子育て分野での啓発と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶話しやすく助けを求めやすい雰囲気を目指し、信頼関係の構築に努めるため、ICTなども活用して相談機能の強化と周知を図ります。 	子育て支援課

※ 次ページを参照

○学校教育分野での啓発と周知 ▶ 県のいじめ相談ダイヤルや心の相談窓口等、各種相談窓口の周知を行います。	学校教育課
○青少年育成分野での啓発と周知 ▶ 子どもや若者が、いつでも不安や悩みを打ち明けられるよう、24時間対応できる相談窓口などの周知を図ります。	生涯学習課
○職域分野での啓発と周知 ▶ 商工会等の関係機関と連携し、市内企業や事業所への周知広報に積極的に取り組みます。	商工観光課

【基本施策③ 取り組み指標】

項目	現状値（令和5年度まで）	目標値（令和6～10年度）
市広報への記事掲載	（17 ページの実績を参照）	2 回／年
こころの体温計 アクセス件数		6,000 件以上／年
チラシ等の配布		2,000 件以上／年

※こころの体温計について
（セルフチェックシステム）

市のホームページよりアクセスでき、ストレスをセルフチェックすることができるシステムです。
相談窓口の紹介も行っています。

基本施策④ 生きることの促進要因への支援

自殺は「生きることの促進要因」、例えば自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避に関する能力等を高めることで自殺リスクの高まりを防ぐことができるとされています。

自殺未遂者を含め、自殺のリスクを抱える可能性のある人の支援として、医

療、警察、消防等との連携を図ります。さらに、仕事や生活・健康不安の解消、生きがいつくりや居場所づくり、孤立対策等、保健・福祉・教育・労働等の他分野の施策も連動させ、幅広く「生きることの促進要因」を増やす取り組みも推進します。

また、大切な人を自死で亡くした家族への支援も推進していきます。

● ● 主な取り組み ● ● ● ●

<p>○自殺リスクの高まりを防ぐ支援</p> <p>▶高齢者の孤立や孤独を防ぎ、見守りを強化するため、高齢者サロンや高齢者見守りネットワークなどの活動を支援します。</p> <p>【基本施策①からの再掲】</p>	福祉課
<p>▶保育園や子育て支援センター、学童保育等の子どもに係る機関すべてにおいて、子どもとその家族に対し小さな変化にも気づき、必要に応じて支援につなげるよう情報把握に努めます。</p>	子育て支援課
<p>▶学校の教育活動全体を通して、信頼できる人間関係の構築や安心できる絆づくり居場所づくりに努めます。</p> <p>▶教育支援センター「ひまわり」を設置し、週5日午前9時から午後4時まで、学校に行くことが難しい児童生徒へ居場所を提供しています。学習を含めた様々な面から児童生徒を支援し、安心できる居場所づくりを推進します。</p>	学校教育課
<p>▶生きがいつくりや居場所づくりのため、生涯学習活動支援事業を行い、地区の活動に助成を行います。</p> <p>▶市教育支援センターと連携して、アニマルセラピー事業を開催し、児童生徒の心のケアに努めます。</p>	生涯学習課
<p>▶上司や同僚等に相談しやすい、ハラスメントのない職場づくり等について、適切なアドバイスができる相談機関の周知に努めます。</p>	商工観光課
<p>○ハイリスク者、自死遺族への支援</p> <p>▶自殺未遂者を含めた自殺リスクの高い人について、保健所や警察、消防からの連絡や情報提供があった場合、連携して継続的な支援を行えるよう、実務者レベルでの相互理解と情報交換ができる場として自殺対策ネットワーク会議等を定期的で開催します。</p> <p>▶県精神保健福祉センターが実施している自死遺族の会等の遺族支援について、必要時に適切につなぐことができるよう、情報把握に努めます。</p>	保健課

【基本施策④ 取り組み指標】

項目	現状値 (令和 5 年度まで)	目標値 (令和 6～10 年度)
自殺対策ネットワーク会議 【基本施策①の再掲】	1 回／年	1 回／年

基本施策⑤ 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

自殺総合対策大綱において、SOS の出し方に関する教育とは、「社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育」とされています。また、この教育の実施に併せて、児童生徒が安心してサインを出すことができる環境の整備と、身近な大人がそれを受け止めることができる体制づくりが求められています。

村山市においても、教育委員会・学校教育課および市内小中学校校長会と協力し合い、この取り組みを推進していきます。

● ● 主な取り組み ● ● ● ●

○ SOS の出し方に関する教育の実施を推進 ▶教育委員会・学校教育課および市内小中学校校長会と協力し合い、SOS の出し方に関する教育の実施を推進します。	保健課
○ SOS を出しやすい環境と、受け止める大人の体制づくり ▶各小中学校において、悩みや困っている内容に関するアンケートを定期的に実施し、児童生徒一人ひとりの困り感を把握して早期解決に向けた取り組みを行います。また一人一台端末を活用し、SOS を出しやすい環境づくりを行います。	学校教育課
▶家庭・学校・地域の身近にいる大人が、生徒児童と信頼関係を築き、適切にサインを受け止められるよう、理解の促進と資質向上のためにメンタルヘルスに関する講座を開催します。	保健課

【基本施策⑤ 取り組み指標】

項目	現状値 (令和 5 年度まで)	目標値 (令和 6～10 年度)
SOS の出し方教育の推進	中学校 1 校実施	すべての 小中学校で実施
ゲートキーパー養成等、 メンタルヘルスに関する 講座の開催 【基本施策②の再掲】	2 回／年	2 回以上／年

重点施策① 高齢者の自殺対策

今後もさらに高齢化、他世代との同居の減少が進むことを鑑み、孤立対策、老々介護問題、生活に困難を抱える方への支援などの高齢者に関連する課題が増えてくることが考えられます。相談体制、見守り体制の強化の他、「生きることの促進要因」である生きがいつくり、居場所づくりにも取り組んでいく必要があります。

● ● 主な取り組み ● ● ● ●

<p>○高齢者支援に関するネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶生活困窮や介護、障がいに関する悩み等、複合的な問題を抱えて支援を必要としている人が、切れ目なく支援を受けられるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の各関係機関、民生委員・児童委員等と連携を強化していきます。 ▶高齢者の孤立や孤独を防ぎ、見守りを強化するため、高齢者サロンや高齢者見守りネットワークなどの活動を支援します。 <p>【基本施策①からの再掲】</p>	福祉課
<p>○人材育成としてゲートキーパー養成を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶民生委員・児童委員、保健委員など、地域において見守り活動や健康づくりを推進している方々を支援し、相談者としてのスキルアップを図るため、ゲートキーパー養成を推進します。 <p>【基本施策②からの再掲】</p>	福祉課 保健課
<p>○生きがいつくり・居場所づくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶生きがいつくりや居場所づくりのため、生涯学習活動支援事業を行い、地区の活動に助成を行います。 <p>【基本施策④からの再掲】</p>	生涯学習課

重点施策② 生活困窮者の自殺対策

村山市の自殺者の特徴として、背景にある危機経路を見ると「失業（退職）」を起点として「生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患」へと進み、自殺に至っている人が3割でした。

生活困窮者は、経済的な問題の他にも他分野の課題を複合的に抱え、自殺リスクも併せて抱えている場合が少なくありません。経済的な自立への支援を中心

に、包括的にかかわり、必要な施策につなぐため、関係機関が連携を取りながら支援していく必要があります。

● ● 主な取り組み ● ● ● ●

<p>○自立支援に関するネットワークの強化</p> <p>▶市やハローワーク、生活自立支援センター※¹で構成される北村山地域生活保護受給者等就労自立促進協議会※²を軸に、地域包括支援センター、民生委員・児童委員等と複合的な連携を強化し支援していきます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>○ひとり親家庭への支援</p> <p>▶ひとり親家庭の自立に向けた支援を推進するため、「自立支援教育訓練給付金事業※³」や「高等職業訓練促進給付金等事業※⁴」を実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>○求職者支援の推進と、就業者の生活支援</p> <p>▶「資格取得支援事業助成制度※⁵」や就職面談会を通じて、求職者支援を推進します。</p> <p>▶転入者の家賃補助をおこなう「就業者居住促進事業※⁶」や東北労働金庫と連携し、低利な勤労者生活安定資金の融資制度も継続して実施します。</p>	<p>商工観光課</p>

※1 生活自立支援センター

村山市社会福祉協議会内に設置。失業・離職・病気等で経済的に生活が苦しい方の問題解決に向けて、一緒に考え、サポートを行う相談窓口。

※2 北村山地域生活保護受給者等就労自立促進協議会

福祉と雇用の両部門が就労支援を実施するうえで連携・強化を図るための協議・調整の場。

※3 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の父母は、生活のために安定した職につかなければならない状況にあります。生活の安定と自立を促進するため、ひとり親家庭の父母が自主的に職業能力開発のために教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付する事業。

※4 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父母が資格取得のために養成機関等で修業する場合、修業期間中の生活費を支援するため定額を給付する事業。

※5 資格取得支援事業助成制度

求職者や非正規雇用者等が就労の安定等のため、資格や免許の取得に要した経費の一部を助成する事業。

※6 就業者居住促進事業

市外から市内の民間賃貸住宅に転居し、継続して6か月以上居住した世帯に対し、家賃の一部を助成する制度。(1世帯当たり年間6万円、最大5年間。)

重点施策③ 子ども・若者の自殺対策

自殺総合対策大綱では、子ども・若者は、自発的には支援機関の相談などにつながりにくい傾向がある一方で、友人等の個人的なつながりによる身近な人には相談する傾向があるとされています。

少子化、多様化が進む社会の中で、子ども・若者をはじめ、子育て家庭についても不安や悩みを安心して相談できるような環境・体制づくりと、信頼できる人間関係を築いていけるよう居場所や機会づくりを推進します。

● ● 主な取り組み ● ● ● ●

<p>○妊婦および子育て家庭への相談支援</p> <p>▶子育て世代包括支援センターぽっぴー一むで行う妊娠期から出産後までの切れ目のない伴走型支援について、必要時に支援ができるようマタニティブルーや産後うつ等のメンタルヘルスの視点を持ち、相談事業等を実施します。</p>	保健課
<p>▶子育て支援センターのひとつである「ポポーのひろば」に、子育て支援事業の情報提供や相談、関係機関との連絡調整を行う総合窓口として子育て支援コーディネーターを配置し、悩みを抱えた相談者の相談を受け付けます。</p>	子育て支援課
<p>○子育て家庭の孤立予防・交流支援</p> <p>▶子育てに関する悩みや不安を相談しやすくし、地域での孤立を防げるよう、保護者の交流の場として子育て支援センターを市内3か所に開設しています。</p>	子育て支援課
<p>○青少年育成分野での地域づくりの推進</p> <p>▶学校・家庭・地域全体で健全な社会環境・地域づくりをすすめるため、青少年育成団体と連携し、「いじめ・非行をなくそう県民運動」「大人が変われば子どもも変わる県民運動」の実施を推進します。</p>	生涯学習課
<p>○生徒児童および保護者への相談支援</p> <p>▶教育相談員と教育支援センター「ひまわり」支援員による面談（電話相談を含む）を通して、個々の困り感を解消するための助言を行います。また、「教育相談だより（心の窓）」を市内小中学校及び保護者に配布し、子育てに関する助言を行います。</p>	学校教育課

重点施策④ 勤務・経営問題への自殺対策

村山市の自殺の主な特徴として、男性では「失業（退職）」や「配置転換（昇進/降格含む）」を起点として、うつ状態を経て自殺に至った場合も多く、勤務・経営問題に関する対策にも関係団体と連携しながら取り組む必要があると考えられます。

また、従業者が50人未満の小規模事業所では、メンタルヘルス対策が十分ではないことがいわれていることから、必要に合わせて市の自殺対策の取り組みを活用してもらえよう、情報発信に取り組みます。

● ● 主な取り組み ● ● ● ●

<p>○経営等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2名の企業支援コーディネーターが、経営に関する様々な困りごとを吸い上げ、適切な相談先の紹介、受発注支援等をおこない、経営者、従業員のストレスの軽減を図ります。 ▶ 「村山市中小企業振興資金融資制度（徳内資金^{※1}）」による融資や「小規模企業活性化補助金^{※2}」「先端設備等導入計画の認定^{※3}」「徳内ものづくり促進事業補助金^{※4}」等により企業の経営支援をおこないます。 <p>○働きやすい環境づくりへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「働き方改革」や職場のハラスメント防止対策等について、市ホームページ等での周知広報に努めます。 ▶ 就業者居住促進事業の推進により、市内企業の労働者の増加、および通勤によるストレスの軽減を図ります。 	<p>商工観光課</p>
<p>○職域におけるこころの健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ こころの健康づくりを推進するため、商工会等と連携を図り、市内事業所を対象にしたメンタルヘルス研修やゲートキーパー養成研修の開催を支援します。 ▶ 商工会等関係団体のご協力をいただきながら機会をとらえ、市内事業所に対し、市や県が実施している自殺対策事業や相談窓口等の情報発信に取り組みます。 	<p>保健課</p>

※1 徳内資金

対象者	市内に本店（または主たる事業所）を有し、市税を完納している中小企業者
資金使途	事業活動をおこなうための運転資金、設備資金
融資限度額	2,000 万円
融資期間	10 年以内（措置期間 6 ヶ月以内）
金利	1.6%
保証人	法人は原則代表者、個人は不要
担保	原則不要
取扱金融機関	山形銀行（東根支店）、荘内銀行（東根支店）、きらやか銀行（楯岡支店）、北郡信用組合（本店・河西支店）
保証料補給	市が山形県信用保証協会の信用保証料の 60%を補給

※2 小規模企業活性化補助金

市内小規模事業者や個人事業主を対象に、10 万円以上の生産設備の導入・更新にかかる経費の一部を補助。（補助率 1/2、上限 10 万円）

※3 先端設備等導入計画の認定

村山市は、「中小企業など経営強化法」等に基づき市内中小企業等が設備投資をおこなうしやすい環境整備や従業員の賃上げを後押しするため、事業者が提出する先端設備導入計画の認定をおこない、認定を受け導入した設備等については、固定資産税の軽減措置が図られる。

※4 徳内ものづくり促進事業補助金

市内の中小企業者が、市の地域資源を活用し、市のPRが期待できる独自性のある商業製品等を開発した場合に、最大 100 万円を補助する。

6 『生きることの包括的な支援』

村山市で既に行われている事業を、「生きることの包括的な支援」の視点から捉えなおし、自殺対策と連動させていけるよう担当課ごとにまとめたものです。

※関連施策については、重点施策の高齢者の自殺対策を【高】、生活困窮者の自殺対策を【生活】、子ども・若者の自殺対策を【子】、勤務・経営問題による自殺対策を【勤務】として記載しています。

	事業名(取り組み)	内 容	担当課 関連施策(※)
1	こころの相談窓口の設置	こころの相談窓口を設置し、悩みやストレスに対する相談を行い、必要に応じて専門機関へ繋がります。	保健課 【高・生活・子・勤務】
2	ゲートキーパー養成講座	自殺対策を支える人材の育成を広く地域に向けて行います。	保健課 【高・生活・子・勤務】
3	「こころの体温計」セルフチェックシステム	メンタルヘルスのセルフチェックシステムをホームページに掲載し、ストレスやこころの健康について知ってもらう機会を提供します。	保健課 【高・生活・子・勤務】
4	新生児・乳児訪問指導事業(産後うつ予防)	新生児または乳児と母親に訪問し、発育・発達の確認を行うとともに、産後うつアンケートを実施し高リスク者を把握します。高リスク者には継続支援し育児不安の軽減を図ります。	保健課 【子】
5	産前産後サポート事業	子育て世代包括支援センター「ぽっぴーるーむ」で、妊婦・産婦を対象に母子保健コーディネーター等が相談支援等を行い、家庭や地域での孤立感の解消を図ります。	保健課 【子】
6	普及啓発活動	健康フェアなどの市のイベントや、自殺対策強化月間等に合わせてこころの健康および自殺予防に関する普及啓発活動を行います。	保健課 【高・生活・子・勤務】
7	保健委員活動による地域の見守り	地域で活動している保健委員を対象に研修会等を開催し、健康や生活に不安がある市民等を把握し支援します。	保健課 【高・生活・子・勤務】
8	高齢者見守りネットワーク事業	ひとり暮らしなど見守りが必要な高齢者の登録を促し、民生委員・児童委員が対象となる高齢者の見守り活動を行います。	福祉課 【高・生活】
9	いきいきネットワーク推進事業	ひとり暮らしなど見守りが必要な高齢者等の登録を促し、民生委員・児童委員等が、対象となる高齢者の見守り活動を行います。	福祉課 【高】
10	老人クラブ活動の支援	市老人クラブ連合会及び単位老人クラブが行う生きがいづくり事業に対し、補助金を交付し活動の支援を行います。	福祉課 【高】

	事業名(取り組み)	内 容	担当課 関連施策(※)
11	高齢者福祉票の作成	見守り支援が必要な高齢者の個票を作成し、緊急連絡先などの情報を収集・管理します。	福祉課 【高】
12	高齢者虐待防止ネットワーク	高齢者虐待防止ネットワーク会議、コア会議を開催し、高齢者の虐待予防・早期発見・安全確保にあたります。	福祉課 【高・生活】
13	成年後見制度利用支援事業	制度の利用が必要な者に対して、親族がいない場合は市が申し立ての支援を行います。低所得者に対しては費用助成も行います。	福祉課 【高・生活】
14	家族介護教室	介護の方法や介護者自身の健康づくりを学ぶことができる教室を開催します。	福祉課 【高・生活】
15	家族介護者交流会	温泉施設での介護者同士の交流会を開催し、介護者の慰労を図ります。	福祉課 【高・生活】
16	家族介護者慰労金支給	要介護4・5の認定を受けている方を過去1年間介護サービスを利用せずに在宅で介護している家族に対して慰労金を支給します。	福祉課 【高】
17	在宅介護者へ激励金・慰労金の支給	要介護度が高い方を、一定期間以上、介護サービスを利用せずに在宅で介護している家族に対して、激励金・慰労金を支給します。	福祉課 【高】
18	高齢者移送サービス	下肢の不自由な高齢者に対して、リフト付き車両やストレッチャー装着ワゴン車で移送時の助成券を交付します。	福祉課 【高】
19	認知症高齢者見守り事業	安心おかえり登録事業、認知症高齢者探索ツール(GPS)利用費用助成事業により、徘徊のおそれのある高齢者の見守りを行います。	福祉課 【高】
20	認知症サポーター養成事業	認知症の正しい理解と、地域における認知症高齢者の見守り体制の強化を図ります。	福祉課 【高】
21	認知症初期集中支援チーム	認知症の方や家族の相談を受け、早期診断・早期治療に向けた支援を行います。	福祉課 【高】
22	高齢者配食サービス	ひとり暮らしや高齢者世帯等に対して、昼食の弁当を定期的に届け、安否確認も行います。	福祉課 【高】
23	障がい福祉サービス	居宅介護、生活介護、短期入所、就労支援等の各種サービスの利用に関する支援を行います。	福祉課 【高】
24	自立支援医療	障がい程度の軽減・除去・進行防止にかかる医療に対して給付を行い、負担軽減を図ります。	福祉課 【高】
25	日中一時支援	障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息の場を確保し、負担軽減を図ります。あわせて、障がい者に日中の活動の場を提供します。	福祉課 【高】

	事業名(取り組み)	内 容	担当課 関連施策(※)
26	補装具・日常生活用具の給付	障がい者が必要とする用具に対して給付を行い、負担軽減を図ります。	福祉課 【高・生活】
27	生活困窮者自立支援	自立相談、住居確保、就労準備、一時生活、家計相談、学習に係る支援を行います。	福祉課 【生活】
28	保育事業	保育施設による保育、育児相談を実施します。	子育て支援課 【子】
29	BPプログラム	子育て支援センター「ポポーのひろば」において、生後2ヶ月から5ヶ月の赤ちゃんをはじめ育てる母親と赤ちゃんを対象にした子育て講座を実施し、仲間づくりの場を提供して育児不安の解消を図ります。	子育て支援課 【子】
30	放課後児童健全育成事業	昼間保護者がいない小学生を対象にし、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課 【子】
31	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人の会員組織です。NPO 法人ポポーの広場に運営を委託しています。	子育て支援課 【子】
32	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターを市内3か所に開設し、子育てに関する相談や育児講座、育児サークルの支援を行っています。	子育て支援課 【子】
33	利用者支援事業	子育て支援コーディネーターを配置し、情報提供や相談、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課 【子】
34	ひとり親家庭等子育て応援給付金	ひとり親及び就学援助世帯の経済的負担を軽減するため給付金を支給しています。	子育て支援課 【子】
35	母子・父子寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成のための貸付制度。(県の制度で市は申請受付を行う。)	子育て支援課 【子】
36	家庭児童相談室	家庭児童相談員を配置し、家庭における適切な児童養育について相談、指導を行います。	子育て支援課 【子】
37	母子・父子自立支援員、女性相談員	自立支援員・女性相談員を配置し、ひとり親家庭等の相談に応じ自立や適切な養育に向けた支援を行います。	子育て支援課 【子】
38	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就労等の自立を促すために、一時的に家庭生活支援員を家庭に派遣し、生活援助や保育援助を行います。(山形県母子寡婦福祉連合会)	子育て支援課 【子】
39	母子生活支援施設措置事業	配偶者のいない女子やこれに準ずる事情にある女子と監護すべき児童の生活課題の解決に向けた支援を行います。(支援施設への入所)	子育て支援課 【子】

	事業名(取り組み)	内 容	担当課 関連施策(※)
40	教育相談室設置事業	教育相談員が面接相談や電話相談を通して、いじめや不登校等の児童生徒や保護者の悩みに対する助言や指導を行います。	学校教育課 【子】
41	教育支援センター設置事業	教育支援センターに指導員を配置し、不登校の児童生徒や保護者の悩みや不安の軽減、学習支援に努めます。	学校教育課 【子】
42	不登校やひきこもりの出張相談会の支援	NPO 法人等が実施する不登校やひきこもりの相談会の情報提供を行い、情報の共有に努めます。	生涯学習課 【子】
43	GOGO！むらやま夢大学の開催	青少年の健全育成を目的とするさまざまな講座を開催し、豊かな人間性を育みます。	生涯学習課 【子】
44	アニマルセラピー事業	「わんわん読書会」 教育支援センターを会場に、子どもに犬とのふれあいと読み聞かせを体験してもらうことで、心のケアを図ります。	生涯学習課 【子】
45	新規学卒就職者研修会	市内の企業に就職した新規学卒者を対象としたビジネスマナーの研修会を開催し、人間関係における対処法なども講義します。	商工観光課 【勤務】
46	求職者の資格取得支援	求職者や非正規雇用者が就労の安定のために、就職や仕事に役立つ資格や免許を取得した場合に、その費用の1/2を補助します。(上限10万円)	商工観光課 【勤務】
47	企業支援コーディネーター設置事業	各企業のさまざまな困りごとを吸い上げ、適切な相談先を紹介するなどきめ細かい支援を行います。	商工観光課 【勤務】
48	企業などへの金融対策	中小企業向けの「徳内資金」や勤労者向けの「生活安定資金」などの低金利融資制度により、企業経営の安定及び個人の経済的安定を図ります。	商工観光課 【勤務】
49	企業などへの補助事業	市内小規模企業の経営安定、持続的発展を支援するために「小規模企業活性化補助金」や市内賃貸住宅に転居してきた就労者への家賃補助を行います。	商工観光課 【勤務】

第5章 相談窓口について（市・県）

市の相談窓口

事業・窓口名	事業概要	担当課
こころの健康相談	保健課窓口にこころの相談窓口を設置し、ストレスやこころの健康に関する相談を受け付けます。必要時専門機関の紹介を行います。	保健課 55-2111（内線 136）
妊産婦相談 育児相談	母子保健コーディネーターを配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要時専門の支援機関の紹介等を行います。 （産後うつ・育児ノイローゼ含む）	保健課 55-2111（内線 136） 子育て世代包括支援センター ぽっぴーるーむ （甕葉プラザ内）22-9981
消費生活相談	商品やサービスの契約に関する相談やトラブル商品の安全性や品質などの相談を受け付けます。 （悪徳商法・オレオレ詐欺）	市民環境課 55-2123
障がいに関する 悩み	生活や福祉に関する悩みに応じ、必要時専門の支援機関の紹介等を行います。	福祉課 55-2111（内線 146・147）
家庭児童相談	こどもの心身発達、家庭関係、不登校や問題行動についての相談に応じます。	子育て支援課 53-4788（相談直通）
婦人・ひとり親相談	DV相談、ひとり親家庭の生活相談や経済的支援、施設利用に関する相談を受け付けます。	子育て支援課 53-4788（相談直通）
学校教育相談	いじめや不登校などの相談に応じ、教育相談室や教育支援センターや中学校スクールカウンセラーと連携し支援を行います。	学校教育課 55-2111（内線 322）
教育支援センター	不登校の相談に応じ、適応指導教室として必要な支援を行います。	教育支援センター ひまわり 080-3554-9124

村山市各種相談窓口

(令和5年5月1日現在)

区分	相談所の名称	応じる相談内容	担当窓口/連絡先	相談日時
① 保安	村山警察署 警察安全相談	犯罪等による被害の未然防止、その他安全に関する相談	村山警察署 警察安全相談係 Tel.52-0110(内251・253) 村山駅前交番 Tel.55-2235 葉山駐在所 Tel.54-2160 大高根駐在所 Tel.57-2054	24時間受付 (夜間・休日は当直対応)
	警察総合相談	身近な不安や犯罪に関する相談	山形県警察本部 警察安全相談室 Tel. #9110	24時間受付
② 青少年教育	ヤングテレホンコーナー	少年相談	村山警察署 少年補導専門官 Tel.53-4970(直通)	24時間受付 (夜間・休日は当直対応)
	学校教育相談	子どもの悩み・不登校・いじめ等について、子どもの躾・子育て等の悩み、交友関係・問題行動に対する相談。就学についての相談	学校教育相談員 Tel.55-2411 学校教育課 Tel.55-2111(内326)	月～金曜 8:30～14:30 月～金曜 8:30～17:00
③ 法律	無料法律相談(要予約)	離婚・多重債務・自己破産・交通事故処理問題など法律に関する相談に弁護士が応じる	村山市社会福祉協議会 Tel.53-9123	毎月第1木曜 14:30～16:00
④ 年金	年金相談(予約制)	年金相談・請求手続についての相談	日本年金機構寒河江年金事務所 Tel.0237-84-2551	月～金曜 8:30～17:15
⑤ 行政	市民行政相談	国・県・市など行政機関の業務全般に関する事	村山市市民環境課 市民係 Tel.55-2111(内111)	毎月第2木曜 13:00～15:00 (8月と1月を除く)
⑥ 消費	消費生活相談	商品やサービスの契約に関するトラブル、商品の安全性や品質に関する事	村山市消費生活相談窓口 村山市市民環境課内 Tel.55-2123	月～木曜 8:30～16:00
	村山市心配ごと相談所(要予約)	一般相談(人権・法律、財産、家族、離婚など)に心配ごと相談員が応じる	村山市社会福祉協議会 Tel.53-9123	毎月第1木曜 13:30～17:00
⑦ 福祉・子育て支援	生活保護・障がい者福祉相談	生活保護申請、知的障がい者関係 身体障がい者関係、精神障がい者関係	村山市福祉課 生活福祉係 Tel.55-2111(内146・147)	月～金曜 8:30～17:15
	高齢者の介護・福祉に関する総合相談	高齢者の福祉・介護、介護予防サービス等に関する相談、高齢者虐待防止、成年後見制度等の相談	村山市社会福祉協議会 地域包括支援センター Tel.53-9123	月～金曜 8:30～17:15
	認知症に関する相談	認知症やその家族への相談	村山市社会福祉協議会 認知症地域支援推進員 Tel.53-9123	月～金曜 8:30～17:15
	生活困窮・生活福祉資金貸付に関する相談	生活困窮者からの相談を受け、生活困窮状態からの早期自立を支援、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金の貸付相談	村山市生活自立支援センター 村山市社会福祉協議会 生活支援係 Tel.52-0321	月～金曜 8:30～17:15
	家庭(児童)相談	子どものしつけや生活習慣、心身発達、家庭関係、養護、不登校や問題行動についての相談	村山市子育て支援課 家庭児童相談員 Tel.53-4788	火～金曜 8:30～16:45
	婦人・ひとり親家庭相談	DV相談・ひとり親家庭における生活一般、児童、経済的援護、施設利用に関する相談	村山市子育て支援課 母子父子自立支援員・婦人相談員 Tel.53-4788	月・火・木・金曜 8:30～16:45 水曜 9:00～12:00
	子育て支援センターポポーのひろば	子育て中の悩みや不安の総合相談窓口 子育て支援コーディネーター設置	村山市子育て支援コーディネーター(飴葉プラザ2階) Tel.53-0901	火～日曜 9:00～17:00
子育て支援センターぐんぐん	子育て中の悩みや不安の相談窓口 メール相談: gungun@keiaishin.or.jp	村山市子育て支援センターぐんぐん (はやま認定こども園内) Tel.56-2002(FAX兼)	月～金曜 9:00～15:00	
子育て支援センターどんぐり広場	子育て中の悩みや不安の相談窓口	村山市子育て支援センターどんぐり広場 (ふたば大高根保育園内) Tel.57-2429	月～土曜 9:00～15:00	
⑧ 保健・医療	健康相談	生活習慣病予防や食生活等健康管理に関する相談 ストレスや悩みに関する心の相談	村山市保健課 健康指導係 Tel.55-2111(内136)	月～金曜 8:30～17:15
	母子健康手帳交付と なんでも育児相談	妊娠・出産・育児に関する相談 子どもの健康や発達に関する相談 予防接種に関する相談	ぼっぴーる一む(飴葉プラザ2階) Tel.22-9981 村山市保健課 健康指導係 Tel.55-2111(内137・138)	月曜～木曜 9:30～16:00 (第4月曜を除く) ※上記以外は保健課へ(平日 8:30～17:15)
	女性の健康相談	妊娠・不妊の悩みをはじめ思春期から更年期にわたる女性の心と身体に関する相談	村山総合支庁 子ども家庭支援課 保健支援担当 助産師・保健師 Tel.023-627-1203	助産師による健康相談は第2木曜 15:00～16:00(要予約) 保健師による健康相談は 平日 8:30～17:15
	性感染症、B型肝炎及び C型肝炎個別相談・検査 (要予約)	エイズや性感染症・B型肝炎・C型肝炎について相談 (血液検査内容)①HIV抗原抗体検査②梅毒抗体検査③性器クラミジア感染症抗体検査④HBs抗原検査⑤HCV抗体検査・核酸検査	村山総合支庁 保健企画課 感染症対策室 Tel.023-627-1117	毎週火曜 13:00～14:30
	精神保健福祉相談(要予約)	精神科医師による精神面の健康や心の悩みなどについての相談(家族からの相談も可能)	村山総合支庁 保健企画課 精神保健福祉担当 Tel.023-627-1184	毎月2回 原則14:00～ ※平日8:30～17:15は保健師による相談対応
ひきこもり相談(要予約)	精神科医師による「ひきこもり」についての相談	村山総合支庁 保健企画課 精神保健福祉担当 Tel.023-627-1184	毎月1～2回 原則13:30～ ※平日8:30～17:15は保健師による相談対応	
⑨ 権利	日常生活自立支援相談	高齢者や障がいのある方で判断能力が不十分な方の福祉サービス利用支援、日常生活における金銭管理等の相談(福祉サービス利用援助事業)	村山市社会福祉協議会 生活支援係 Tel.52-0321	月～金曜 8:30～17:15
	成年後見制度に関する相談	成年後見制度利用希望者の相談、支援	村山市社会福祉協議会 成年後見センター Tel.52-0321	月～金曜 8:30～17:15
	リーガルサポート 成年後見相談	成年後見制度についての相談、高齢の親の日常生活、認知症の親の財産処分など	山形県司法書士会村山支部 Tel.53-0162・Tel.53-3530・Tel.52-3036	月～金曜 8:30～17:00
	行政書士相談	相続手続・農地転用・建設業許可・経営審査申請・各種契約書などの相談	行政書士会村山支部(村山地区) Tel.53-0162・Tel.55-3044	月～金曜 8:30～17:00
不動産無料相談(予約制)	不動産売買・賃貸に関する事項等	山形県宅地建物取引業協会村山 相談場所: 飴葉プラザ Tel.023-652-9070	毎月第2水曜 10:00～12:00 ※8月5日(土)は9:00～(空き家相談有)	
⑩ 労働	村山労働基準監督署	労働や雇用に関する相談、労災保険(仕事または通勤が原因の怪我等)に関する相談	村山労働基準監督署 Tel.55-2815	月～金曜 8:30～17:15
	ハローワークむらやま	就職相談・雇用保険の相談	ハローワークむらやま Tel.55-8609	月～金曜 8:30～17:15
	シルバー人材センター	登録会員制による60歳以上の方の希望に応じた臨時的就業支援およびシルバー労働者派遣事業の相談	村山市シルバー人材センター Tel.55-3443	月～金曜 8:30～17:15

※相談日が祝日・年末年始休みの場合、相談日が変更または休みとなるものもあります。

発行 **社会福祉法人 村山市社会福祉協議会**



困ったときの相談窓口一覧

※ 山形県精神保健福祉センター作成

ひとりで悩まないで！
相談してみませんか？



NO. 分野別	相談内容	相談窓口	電話番号等	受付時間	
1 心の悩み	様々な悩みを聴いてくれる	山形のちの電話 #いのちSOS (NPO法人自殺対策支援センターライフリンク) よりせいホットライン (一社 社会的包摂サポートセンター)	023-645-4343 0120-061-338 0120-279-338 0120-773-776(FAX)	13:00~22:00 年中無休 月・木・金 6:00~24:00(24時間) 火~水/土~日 6:00~24:30 24時間 年中無休	
	悪質商法・ヤミ金融に関する相談	悪質商法相談(県警察本部生活環境課)	023-642-4477	24時間	
2 金融・経営	貸金業務に関する相談・苦情・紛争解決・貸付自粛申告の受付	日本貸金業協会山形県支部	0570-051-051	月~金 9:00~17:00	
	経営の相談	山形県商工会議所連合会/各商工会議所 山形県商工会連合会/各商工会	023-622-4666 050-3540-7211	月~金 9:00~17:30 月~金 8:30~17:00	
	商品や契約等に関するトラブル等消費生活相談・多重債務相談	県消費生活センター 最上消費生活センター 置賜消費生活センター 庄内消費生活センター	023-624-0999 0233-29-1370 0238-24-0999 0235-66-5451	月~金 9:00~17:00	
3 消費生活	借金返済に関する相談(多重債務相談)	山形財務事務所 理財課	023-641-5201	月~金 8:30~12:00/13:00~16:30	
4 しごと	労働や雇用に関する相談	山形労働局 総合労働相談コーナー 最寄の労働基準監督署 総合労働相談コーナー 県雇用・コロナ失業対策課(労働問題全般に関する相談) 最寄の県総合支庁 産業経済部 地域産業経済課	023-624-8226 お問い合わせ下さい 023-630-2439 お問い合わせ下さい	月~金 8:30~17:15	
	求職者の生活・住居や就労に関する相談	県求職者総合支援センター	0800-800-7867	月~金 9:30~18:00 土 10:00~17:00	
	職場の男女差別、セクハラ、妊娠等による不利益取扱い、育児介護休業等、パート均等待遇等に関する相談	山形労働局雇用環境・均等室	023-624-8228	月~金 8:30~17:15	
	就職の相談	山形公共職業安定所	023-684-1521	月~金 8:30~17:15	
		米沢公共職業安定所	0238-22-8155		
		酒田公共職業安定所	0234-27-3111		
		鶴岡公共職業安定所	0235-25-2501		
		新庄公共職業安定所	0233-22-8609		
		長井公共職業安定所	0238-84-8609		
		村山公共職業安定所	0237-55-8609		
	寒河江公共職業安定所	0237-86-4221			
	若者の就職相談	やまがた若者サポートステーション 置賜若者サポートステーション 庄内地域若者サポートステーション	023-679-3266 0238-33-9137 0234-23-1777	日~金 10:00~17:00 月~土 9:00~17:00 月~金 10:00~18:00	
	障がい者の就職相談	山形障害者職業センター	023-624-2102	月~金 8:45~17:00	
	障がい者の就労や生活に関する相談	村山障害者就業・生活支援センター	023-615-8152	月~金 9:00~17:00 土 9:00~13:00	
		置賜障害者就業・生活支援センター	0238-88-5357	月~金 8:30~17:00	
		庄内障害者就業・生活支援センター	0234-24-1236		
		最上障害者就業・生活支援センター	0233-23-4528	月~金 8:15~17:00	
	5 高齢者	高齢者の介護、健康、暮らしに関する心配事等の相談	お住まいの各地域包括支援センター	お問い合わせ下さい	
		認知症に関する悩み・相談	さくらんぼカフェ	023-687-0387	月~金 12:00~16:00
		高齢者の様々なトラブルに関する相談	「高齢者・障がい者のための弁護士電話法律相談」 山形県弁護士会	023-635-3648	月~金 9:00~17:00
6 女性	女性の人権ホットライン(セクハラ・DVなど)	山形地方務局	0570-070-810	月~金 8:30~17:15	
	女性を中心としての悩み・相談等	「チェリア相談室」(県男女共同参画センター)	023-629-8007	月・火・水・木・土 9:00~17:00 金・日・祝祭日 13:00~17:00 (第1・3・5月曜日、第3日曜日、年末年始を除く)	
	女性の性犯罪被害等に関する相談	「性犯罪被害相談電話」(県警察本部広報相談課)	#8103 0120-39-8103 023-615-7130	24時間	
	DV(配偶者などからの暴力)等に関する相談	女性相談センター「中央配偶者暴力相談支援センター」 県各総合支庁「配偶者暴力相談支援センター」	023-627-1196 お問い合わせ下さい	月~金 8:30~17:15 月~金 8:30~17:15	
	ストーカー・DVに関する相談	県警察本部人身安全少年課	023-626-0110	24時間	
	子ども女性電話相談	県福祉相談センター	023-642-2340	8:30~22:00(年末年始を除く)	
	7 青少年・子ども・若者	不登校・子育て等教育に関する悩み・相談	「教育相談ダイヤル」(県教育センター)	023-654-8181	月~金 8:30~20:30 土・日・祝祭日 8:30~17:30
いじめをはじめとした子供のSOSに関する悩み・相談		「24時間子供SOSダイヤル」(県教育センター)	0120-0-78310 023-654-8383	24時間	
子育ての悩みや家庭教育に関する相談		「ふれあいほっとライン」 (県教育庁 家庭教育電話相談)	023-630-2876 023-630-2874(FAX)	月~金 8:30~17:15 (時間外、土・日、祝日はメール・FAX・留守番電話での対応)	
少年の非行や事件、その他悩みごとに関する相談		「ヤングテレホンコーナー」(県警察本部人身安全少年課)	023-642-1777	月~金 8:30~17:15 (上記以外は、当直警察官が対応)	
子どもの人権110番(いじめ、体罰など)		山形地方務局	0120-007-110	月~金 8:30~17:15	
子ども女性電話相談		県福祉相談センター	023-642-2340	8:30~22:00(年末年始を除く)	
子どもに関する相談、児童虐待等に関する相談		県中央児童相談所	023-627-1195	月~金 8:30~17:15	
		県庄内児童相談所	0235-22-0790	月~金 8:30~17:15	
子どもの養育や生活に関する相談		子ども家庭支援センター「チェリー」	0237-84-7111	月~土 9:00~17:00	
		児童家庭支援センター「シオン」	0235-68-5477	月~土 9:00~18:00	

※電話相談は原則無料ですが、フリーダイヤル以外は通話料金がかかります。
※受付時間欄に特記がない限り、土日・祝祭日・年末年始は対応していません。

NO. 分野別	相談内容	相談窓口	電話番号等	受付時間
7 青少年・子ども・若者	非行や問題行動に関する相談	やまがた法務少年支援センター	023-642-3445	月～金 9:00～12:15/13:00～17:00
		認定NPO法人 発達支援研究センター	023-623-6622	日～金 10:00～17:00
	不登校・ひきこもり等の子ども・若者に関する相談	クローバーの会@やまがた	023-664-2275	月～土 10:00～17:00
		フリースペースまちかどカフェたまりば	080-3144-3009	月～金、第1・3日曜日 13:00～18:00
		NPO法人 With優	0238-33-9137	月～土 9:00～17:00
		NPO法人 から・ころセンター	0238-21-6436	月～金 9:00～18:00
		若者相談窓口 ふきのとう	0235-24-1819	月～金 10:00～17:00
		あにまるplus+	023-616-4217	月～金 9:00～17:00
多機能福祉施設こもれび	0234-28-8255	月～金 10:00～16:00		
8 障がい	身体障がいに関する相談	県身体障がい者更生相談所	023-627-1197	月～金 8:30～17:15
	知的障がいに関する相談	県知的障がい者更生相談所	023-627-1364	月～金 8:30～17:15
	精神障がい(福祉)に関する相談	各市町村精神保健福祉担当課	お問い合わせ下さい	
		各市町村手帳・公費負担申請窓口担当課	お問い合わせ下さい	
	障がい者・家族・関係者の様々な悩み相談	障がい者110番「障がい者なんでも相談室」	023-687-5333	月～金 8:30～17:00
	難病・小児慢性特定疾病に関する相談	山形県難病相談支援センター	難病:023-631-6061 小児:023-664-0179	月～金 9:00～16:00
	高次脳機能障がいに関する相談	山形県高次脳機能障がい者支援センター	023-681-3394	月～金 8:30～17:00
		山形県庄内高次脳機能障がい者支援センター	0235-57-5877	月～金 9:00～17:30
	発達障がいに関する相談	山形県発達障がい者支援センター	023-673-3314	月～金 8:30～12:00/13:00～17:15
	障がい者の様々なトラブルに関する相談	山形県弁護士会 「高齢者・障がい者のための弁護士電話法律相談」	023-635-3648	月～金 9:00～17:00
9 ひとり親	ひとり親家庭の生活相談と就業相談等	山形県ひとり親家庭応援センター	023-633-1037	月～金 8:30～17:15
10 外国人	外国人の生活全般の相談 (7ヶ国語)	山形県外国人総合相談フロンティアセンター外国人相談窓口	023-646-8861	英語・日本語 火～土 10:00～17:00 中国語 火～金 10:00～14:00 韓国語 木・土 10:00～14:00 ポルトガル語 水 10:00～14:00 タガログ語 金 10:00～14:00 ベトナム語 第2・4土 10:00～14:00
11 犯罪被害	事件や事故の被害に関する相談	(公社)やまがた被害者支援センター	023-642-7830	月～金 10:00～16:00
		(公社)やまがた被害者支援センター庄内出張相談所	0234-43-0783	水 10:00～16:00
		県警察本部警務課 犯罪被害者支援室	023-626-0110	24時間
	犯罪被害に関する相談	「被害者ホットライン」(山形地方検察庁)	023-622-5122	月～金 9:00～17:00
		県犯罪被害者総合相談窓口	023-630-3047	月～金 9:00～16:00
		「べにサボ やまがた」(やまがた性暴力被害者サポートセンター)	023-665-0500	月～金 10:00～19:00 ※上記時間以外は政府のコールセンターに転送され、24時間365日の相談が可能
犯罪被害に関する法的な支援	「犯罪被害者支援センター」山形県弁護士会	023-622-2234	月～金 10:00～16:00	
12 暴力や生活安全の困りごと	暴力団に関する相談	(公財)山形県暴力追放運動推進センター	023-633-8930 0120-89-3040	月～金 9:00～16:00
		暴力団関係相談(県警察本部組織犯罪対策課)	023-622-4525	24時間
	身近な不安や犯罪に関する相談	「警察総合相談」(県警察本部広報相談課内 警察安全相談室)	#9110または 023-642-9110	24時間
13 交通事故	交通事故に関する相談	県交通事故相談所	023-630-3047	月～金 9:00～16:00
		県交通事故相談所庄内支所	0235-66-5452	
14 生活・福祉	生活や福祉の困りごとに関する相談	お住まいの各市町村社会福祉協議会	お問い合わせ下さい	
	生活困窮者自立支援に関する相談	お住まいの地域生活自立支援センター・相談窓口	お問い合わせ下さい	
	生活保護に関する相談	市にお住まいの方:市役所(福祉事務所) 町村にお住まいの方:村山総合支庁生活福祉課、 最上総合支庁地域健康福祉課、置賜総合支庁地域 保健福祉課、庄内総合支庁地域保健福祉課	お問い合わせ下さい	月～金 8:30～17:15
	税金全般に関する相談	最寄の税務署	お問い合わせ下さい	月～金 8:30～17:00
15 人権問題	みんなの人権110番(嫌がらせや差別等、人権に関する相談)	山形地方法務局(及び各支局)	0570-003-110	月～金 8:30～17:15
16 法律	法律相談全般 (金融・経営、消費生活、しごと、高齢者、女性、青少年・子ども、障がい、犯罪被害、交通事故、人権問題等)	山形県弁護士会 法律相談センター	023-635-3648	月・火・木・金 9:00～17:00 水(夜間相談) 9:00～18:30
	簡易裁判所で扱う法律問題の相談など	「司法書士無料相談所」(山形県司法書士会)	023-642-3434	月～金 10:00～16:00
	法的トラブルに関する情報提供等	法テラス山形(日本司法支援センター山形地方事務所)	0570-078381	月～金 9:00～17:00
17 心の健康	心の健康・悩み、ひきこもり、アルコール問題等に関する相談	村山保健所 精神保健福祉担当	023-627-1184	月～金 8:30～17:15
		山形市保健所 精神保健係	023-616-7275	
		最上保健所 精神保健福祉担当	0233-29-1266	
		置賜保健所 精神保健福祉担当	0238-22-3015	
		庄内保健所 精神保健福祉担当	0235-66-4931	
	心の健康・悩み等に関する相談	各市町村精神保健福祉担当課	お問い合わせ下さい	
		「心の健康相談ダイヤル」 (県精神保健福祉センター)	023-631-7060	月～金 9:00～12:00/13:00～17:00
		「心の健康インターネット相談」 (県精神保健福祉センター)		山形県精神保健福祉センターのホームページよりアクセス
男性専用の相談	「男性ほっとライン」(県男女共同参画センター)	023-646-1181	毎月第1・2・3(水) 19:00～21:00	
ひきこもりに関する相談	自立支援センター 巢立ち「ひきこもり相談支援窓口」 (県精神保健福祉センター内)	023-631-7141	月・火・木・金 9:00～12:00/13:00～17:00	
18 職場における心の健康づくり	事業場におけるメンタルヘルス対策についての支援	山形産業保健総合支援センター	023-624-5188	月～金 8:30～17:15

※電話相談は原則無料ですが、フリーダイヤル以外は通話料金がかかります。
※受付時間欄に特記がない限り、土日・祝祭日・年末年始は対応していません。

山形県精神保健福祉センター(電話023-624-1217)

令和3年4月作成
(令和5年2月一部修正)

資 料 編

- 自殺総合対策大綱
- こころの健康に関するアンケート調査概要（一般市民）
- こころの健康に関するアンケート調査概要（市内事業所）
- 村山市自殺対策検討会議設置要綱
- 村山市自殺対策ネットワーク会議設置要綱
- 村山市自殺対策推進庁内連絡会議設置要綱
- 村山市自殺対策検討会議委員

自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遭われた人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化期間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3

こころの健康に関するアンケート調査概要(一般市民)

調査対象：18～79歳の市民を無作為抽出（ただし施設入所者を除く）

配布数:1,200

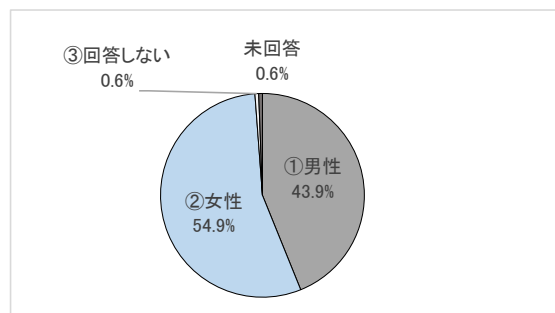
回答数：506（回答率42.2%）

調査期間：令和5年6月

調査方法：郵送法

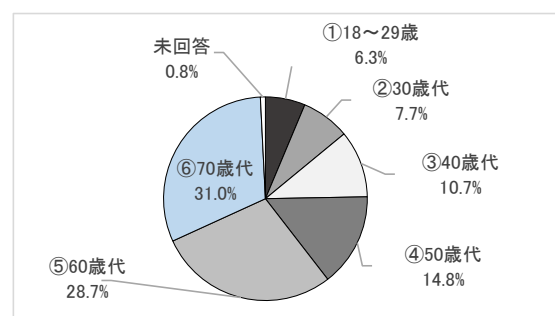
問1あなたの性別を教えてください

項目	回答
①男性	222
②女性	278
③回答しない	3
未回答	3
総計	506



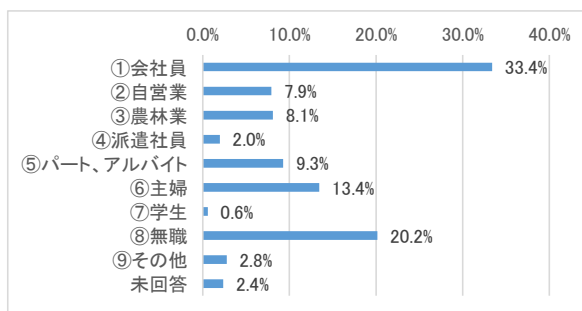
問2あなたの年齢を教えてください

項目	回答
①18～29歳	32
②30歳代	39
③40歳代	54
④50歳代	75
⑤60歳代	145
⑥70歳代	157
未回答	4
総計	506



問3あなたの主たる職業を教えてください

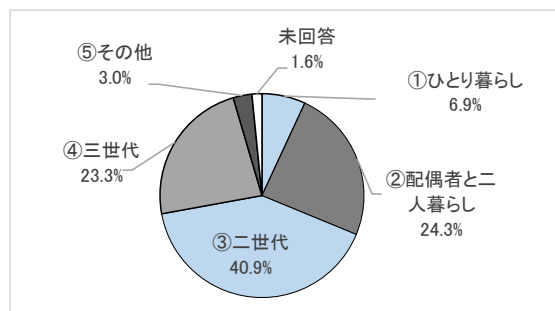
項目	回答
①会社員	169
②自営業	40
③農林業	41
④派遣社員	10
⑤パート、アルバイト	47
⑥主婦	68
⑦学生	3
⑧無職	102
⑨その他	14
未回答	12
総計	506



⑨その他として 団体職員、建築業、シルバー等

問4あなたの家の世帯構成をお選びください

項目	回答
①ひとり暮らし	35
②配偶者と二人暮らし	123
③二世帯	207
④三世帯	118
⑤その他	15
未回答	8
総計	506



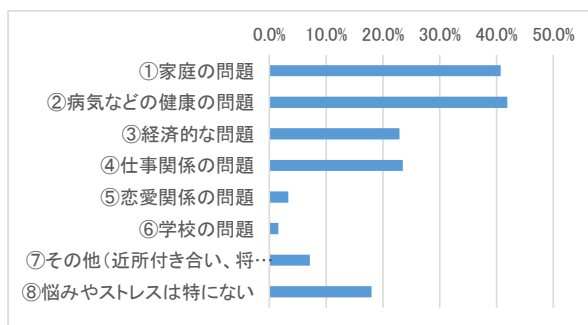
⑤その他として 四世代、きょうだい等

問5あなたは日ごろどんな悩みやストレスを感じますか(○は3つまで)

項目	回答
①家庭の問題	206
②病気などの健康の問題	212
③経済的な問題	116
④仕事関係の問題	119
⑤恋愛関係の問題	17
⑥学校の問題	8
⑦その他(近所付き合い、将来や老後の不安等)	36
⑧悩みやストレスは特にない	91

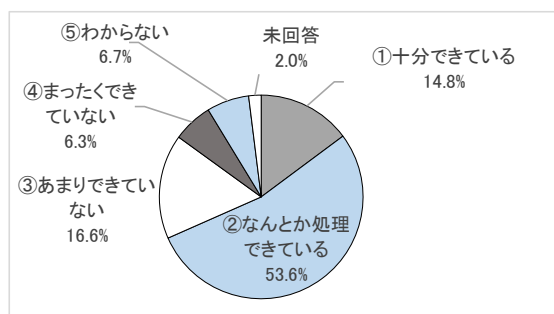
⑦その他として

近所の人間関係や地域との付き合い、将来や老後の不安等



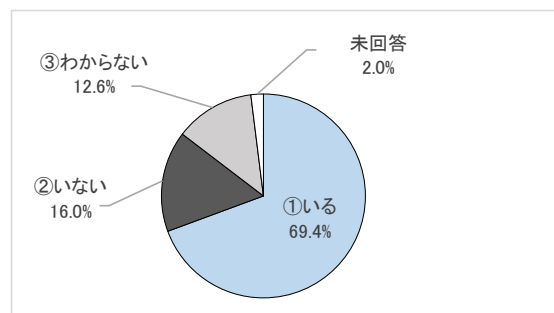
問6この1か月を振り返り、あなたはストレスを処理できていると思いますか

項目	回答
①十分できている	75
②なんとか処理できている	271
③あまりできていない	84
④まったくできていない	32
⑤わからない	34
未回答	10
総計	506



問7あなたは、ストレスや悩みを相談したいとき、相談できる人はいますか

項目	回答
①いる	351
②いない	81
③わからない	64
未回答	10
総計	506



問8あなたは、悩みを相談するとしたらどんな人に相談(どんな窓口を利用)すると思いますか

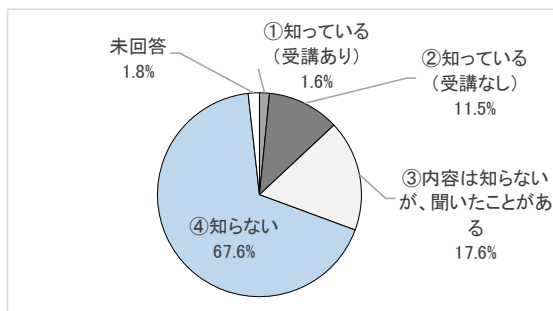
項目	1.相談する	2.相談しない	3.知らない	未回答
家族や親族	402	73		31
友人や同僚	294	147		65
近所の人	47	362		97
かかりつけの医療機関等	220	165	44	77
公的な相談機関	97	248	66	95
民間の相談機関	31	299	76	100
電話相談やSNS相談	33	313	59	101

その他 13件(内容による、経験のある人に相談する、等)

問8 割合	1.相談する	2.相談しない	3.知らない	未回答
家族や親族	79.4%	14.4%		6.1%
友人や同僚	58.1%	29.1%		12.8%
近所の人	9.3%	71.5%		19.2%
かかりつけの医療機関等	43.5%	32.6%	8.7%	15.2%
公的な相談機関	19.2%	49.0%	13.0%	18.8%
民間の相談機関	6.1%	59.1%	15.0%	19.8%
電話相談やSNS相談	6.5%	61.9%	11.7%	20.0%

問9あなたは、こころのサポーター(ゲートキーパー)についてご存じですか

項目	回答
①知っている(受講あり)	8
②知っている(受講なし)	58
③内容は知らないが、聞いたことがある	89
④知らない	342
未回答	9
総計	506

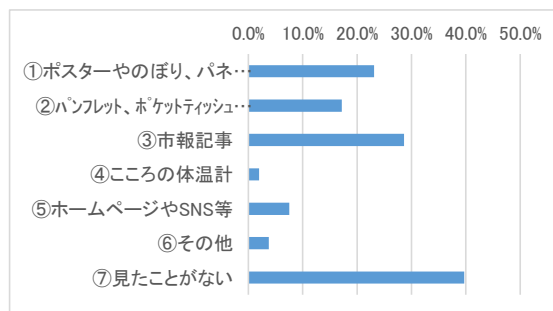


問10こころの健康や自殺対策について、あなたが見たことがあるものはどれですか

(複数回答)

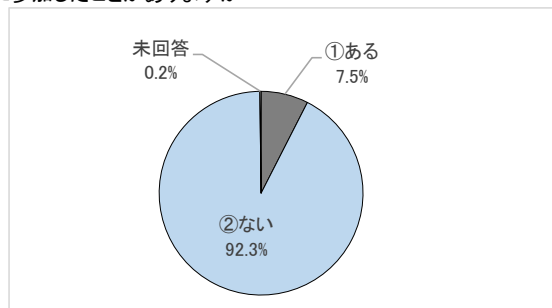
項目	回答
①ポスターやのぼり、パネル等	117
②パンフレット、ポケットティッシュ等のキャンペーングッズ	87
③市報記事	145
④こころの体温計	10
⑤ホームページやSNS等	38
⑥その他	19
⑦見たことがない	201

その他として テレビ、新聞、AC広告等



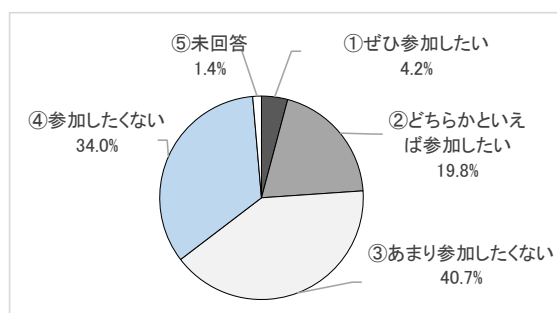
問11あなたはこれまでこころの健康や自殺対策に関する講演会や講習会に参加したことがありますか

項目	回答
①ある	38
②ない	467
未回答	1
総計	506



問12あなたは今後こころの健康や自殺対策に関する講演会や講習会に参加したいと思いますか

項目	回答
①ぜひ参加したい	21
②どちらかといえば参加したい	100
③あまり参加したくない	206
④参加したくない	172
⑤未回答	7
総計	506



令和5年6月吉日

村山市民 各位

村山市保健課長
(公印省略)

こころの健康に関するアンケート調査について (お願い)

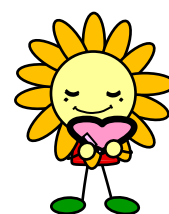
日頃より、村山市の保健事業につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成30年3月に「いのち支える村山市自殺対策計画」が策定され、5年目を迎えた今年度は次期計画策定の年となっております。つきましては、計画策定の参考とするため、下記のアンケート調査を実施させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、このアンケート調査は、村山市に住民票がある18～79歳の方のうち無作為に抽出された一部の方に送付しています。お答えいただいた内容はすべて統計的に処理し、個人のプライバシーが漏れることはありませんので、ありのままをご回答ください。

<問合せ先> 村山市保健課 健康指導係 電話：0237-55-2111 (内線136)

※ 6月26日(月)までご投函願います。



村山市健康づくりキャラクター ぼっぴー

こころの健康に関するアンケート調査

あなた自身についてうかがいます。

問1 あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

1. 男性 2. 女性 3. 回答しない

問2 あなたの年齢を教えてください。(○は1つ)

1. 18歳～29歳 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳代

問3 あなたの主たる職業を教えてください。(○は1つ)

- | | | |
|-----------------|--------------|--------|
| 1. 会社員 (公務員を含む) | 2. 自営業 | 3. 農林業 |
| 4. 派遣社員 | 5. パート・アルバイト | 6. 主婦 |
| 7. 学生 | 8. 無職 | |
| 9. その他 () | | |

問4 あなたの家の世帯構成をお選び下さい。(○は1つ)

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. ひとり暮らし | 2. 配偶者と二人暮らし |
| 3. 二世帯 (親と子) | 4. 三世帯 (祖父母と親と子) |
| 5. その他 () | |

ストレスや悩みについてうかがいます。

問5 あなたは日ごろどんな悩みやストレスを感じますか。(○は3つまで)

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 家庭の問題 (家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病など) |
| 2. 病気など健康の問題 (自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩みなど) |
| 3. 経済的な問題 (倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮など) |
| 4. 仕事関係の問題 (転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働など) |
| 5. 恋愛関係の問題 (失恋、結婚に関する悩みなど) |
| 6. 学校の問題 (いじめ、学業不振、交友関係など) |
| 7. その他 (具体的に) |
| 8. 悩みやストレスは特にない |

問6 この1か月を振り返り、あなたはストレスを処理できていると思いますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 十分できている | 2. なんとか処理できている |
| 3. あまりできていない | 4. まったくできていない |
| 5. わからない | |

問7 あなたは、ストレスや悩みを相談したいとき、相談できる人はいますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|--------|----------|
| 1. いる | 2. いない | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

問 11 あなたはこれまでこころの健康や自殺対策に関する講演会や講習会に参加したことがありますか。(○は1つ)

1. ある

2. ない

問 12 あなたは今後こころの健康や自殺対策に関する講演会や講習会に参加したいと思いませんか。(○は1つ)

1. ぜひ参加したい

2. どちらかといえば参加したい

3. あまり参加したくない

4. 参加したくない

問 13 市民の健康づくりや自殺対策において取り組んだほうが良いと思われる考えやアイデアがあればご記入ください。

()

以上で質問は終わりです。貴重な時間をいただき、誠にありがとうございました。

恐れ入りますが、同封の返信用封筒に入れ、6月26日(月)までご投函願います。

※ 保健課に直接ご持参いただいても結構です。

こころの健康に関するアンケート調査概要（市内事業所）

調査対象：市内事業所（官公庁を除き、従業員が5人以上と思われる事業所全て）

配布数：217

回答数：124（回答率57.1%）

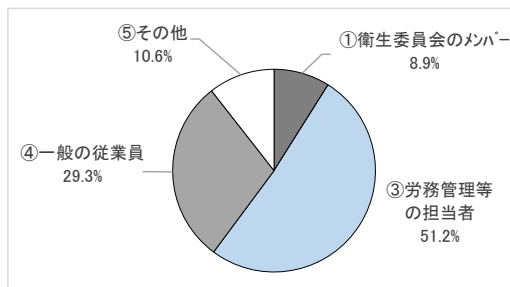
調査期間：令和5年6月下旬～7月

調査方法：郵送法

問1 このアンケートに回答して下さる方を教えてください

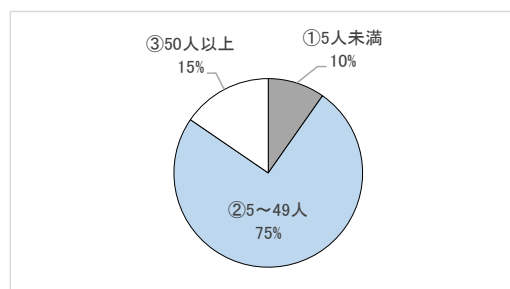
項目	回答
①衛生委員会のメンバー	11
②事業所内産業保健スタッフ	0
③労務管理等の担当者	63
④一般の従業員	36
⑤その他	13

⑤その他として 社長、代表、責任者 等



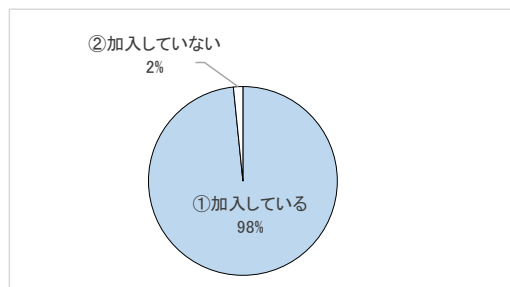
問2 従業員数(常勤)を教えてください

項目	回答
①5人未満	12
②5～49人	92
③50人以上	19



問3 健康保険・厚生年金に加入していますか

項目	回答
①加入している	122
②加入していない	2

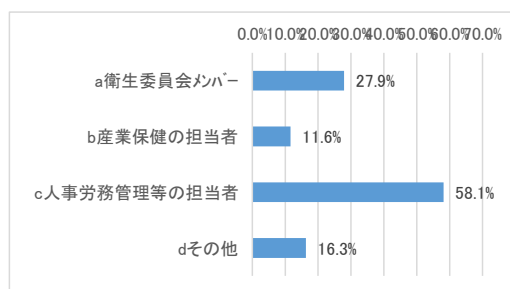
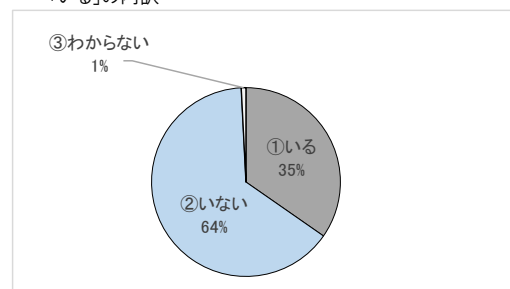


問4 事業所内にメンタルヘルスを担当するスタッフはいますか

項目	回答
①いる	43
a衛生委員会メンバー	12
b産業保健の担当者	5
c人事労務管理等の担当者	25
dその他	7
②いない	80
③わからない	1

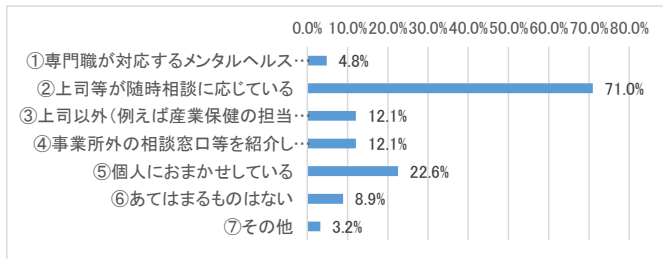
dその他 職員（相談員の任命）、衛生管理者、社外コンサル、社長・上司、窓口は事務長、法人医師

「いる」の内訳



問5 あなたの職場におけるメンタルヘルスに関する相談体制のうち、あてはまるものはどれですか(全てに○)

項目	回答
①専門職が対応するメンタルヘルス専門の相談窓口がある	6
②上司等が随時相談に応じている	88
③上司以外(例えば産業保健の担当者等)が随時相談に応じている	15
④事業所外の相談窓口等を紹介している	15
⑤個人におまかせしている	28
⑥あてはまるものはない	11
⑦その他	4



⑦その他として

今後、事業所内の相談窓口を周知する予定

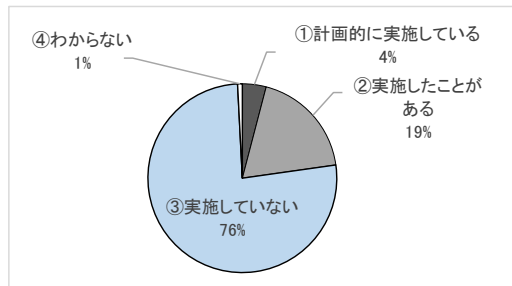
衛生管理者が、随時相談に応じている。他、パワハラ・セクハラの相談窓口が本社にある

相談員2名(社員)を相談窓口に行っている

産保センターの促進員に相談している

問6 あなたの職場ではメンタルヘルスに関する研修や教育を実施していますか

項目	回答
①計画的に実施している	5
②実施したことがある	23
③実施していない	94
④わからない	1



①計画的に実施している 最近実施した研修や教育の概要

職位に応じ、集合研修を開催したり、通信講座を受講

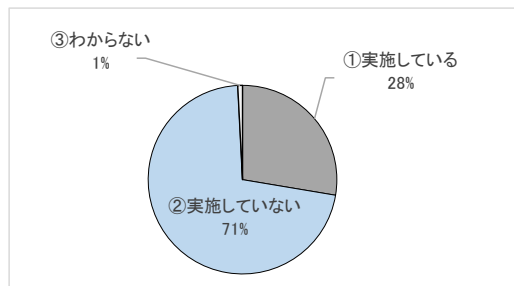
セミナー開催「自立型人材開発:講師 服部裕子氏」

メンタル不調者に対する対応

ストレスチェックを実施し、個別相談を行っている。会議でのメンタルヘルスに関する情報共有の実施。

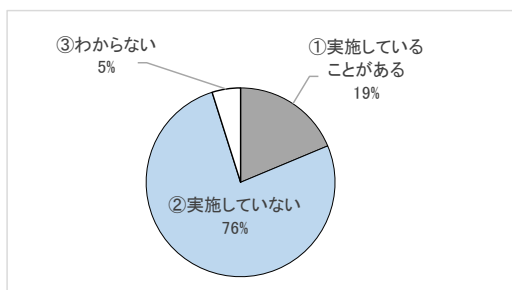
問7 あなたの職場ではストレスチェックを実施していますか

項目	回答
①実施している	34
②実施していない	88
③わからない	1



問8 その他、メンタルヘルス対策として実施していることはありますか

項目	回答
①実施していることがある	23
②実施していない	94
③わからない	6



①実施していること 内容を具体的に

年2回全員に個人面接を行っている。その際、健康面・メンタル面にも問題がないか確認する

定期的に個人面談を実施

面談

面接(定期・不定期)実施。所管部署連携対応。

ストレスチェック、個別面談、情報共有、相談しやすい環境づくり

ストレスチェック後の集団分析 衛生管理者等のメンタルヘルス研修会への参加

ストレスチェックの実施、リフレッシュ休暇の導入

本社の計画に基づき、ストレスチェックなどをおこなっています。

ストレスチェック実施による高ストレス者への対応等

メンタルヘルス不調者取扱い規程を作成 相談や休み等とりやすくしている

相談しやすい環境づくり

相談員など、社員の様子を見て、声を掛けたり、話しやすい環境を作ろうとしている。

スタッフ同士声をかけ合いながらコミュニケーションを取れるよう、働きやすい環境作りはしている。

常時、気配り、目配りをお互いにしています。

レクリエーション及び各イベント(花火とビアパーティー、芋煮会等の実施

メンター制度導入 相談時の食事代助成

外部研修へ参加している

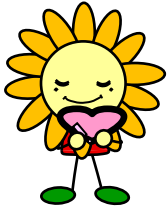
定期的に研修している

セルフケア動画展開、ラインケア講習開催

随時、メンタルヘルスに係る文書や、冊子が配布され、朝礼等で研修し、意識を高めている。

県の指導を受けて年間計画策定予定

社外コンサル面談



こころの健康に関するアンケート調査

村山市健康づくりキャラクター ほっぴー

回答者についてうかがいます。

問1 このアンケートに回答して下さる方を教えてください。(○は1つ)

- | | | |
|---------------|-----------------|--------------|
| 1. 衛生委員会のメンバー | 2. 事業所内産業保健スタッフ | 3. 労務管理等の担当者 |
| 4. 一般の従業員 | 5. その他 () | |

事業所についてうかがいます。

問2 従業員数(常勤)を教えてください。(○は1つ)

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| 1. 5人未満 | 2. 5人~49人 | 3. 50人以上 |
|---------|-----------|----------|

問3 健康保険・厚生年金保険に加入していますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 加入している | 2. 加入していない |
|-----------|------------|

問4 事業所内にメンタルヘルスを担当するスタッフはいますか。

(1.いる を選択した場合 あてはまるものに☑)

- | | | |
|--------------------------------------|--------|----------|
| 1. いる | 2. いない | 3. わからない |
| <input type="checkbox"/> 衛生委員会メンバー | | |
| <input type="checkbox"/> 産業保健の担当者 | | |
| <input type="checkbox"/> 人事労務管理等の担当者 | | |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | |

メンタルヘルスケアの推進についてうかがいます。

問5 あなたの職場におけるメンタルヘルスに関する相談体制のうち、あてはまるものはどれですか。(あてはまるもの全てに○)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 専門職が対応するメンタルヘルス専門の相談がある |
| 2. 上司等が随時相談に応じている |
| 3. 上司以外(例えば産業保健の担当者等)が随時相談に応じている |
| 4. 事業所外の相談窓口等を紹介している |
| 5. 個人におまかせしている |
| 6. あてはまるものはない |
| 7. その他 () |

問6 あなたの職場ではメンタルヘルスに関する研修や教育を実施していますか。(○は1つ)

1. 計画的に実施している

↳ 最近実施した研修や教育の概要を教えてください

[]

2. 実施したことがある

3. 実施していない

4. わからない

問7 あなたの職場ではストレスチェックを実施していますか。(○は1つ)

1. 実施している

2. 実施していない

3. わからない

問8 その他、メンタルヘルス対策として実施していることはありますか。(○は1つ)

1. 実施していることがある

↳ 内容を具体的にご記入ください

[]

2. 実施していない

3. わからない

問9 市では毎年自殺対策事業として心のサポーター（ゲートキーパー）養成講座を開催しています。今年度は、初の試みとして市内事業所にお勤めの方を対象とした講座（セミナー）を開催したいと考えています。

また、9月は自殺予防週間、3月は自殺対策強化月間となっており、このような機会に合わせてポスター等の掲示やグッズを用いたキャンペーン等を実施しています。

この講座（セミナー）や、キャンペーンについて、（ ）内のようなご意見がありましたらご記入ください。今後の参考とさせていただきます。

市の事業について情報が欲しい・メンタルヘルスに関する相談窓口の情報が欲しい・

キャンペーングッズの配布等は協力できる・特に情報は必要ではない・こころの健康に関する事業には協力できない等

以上で質問は終わりです。貴重な時間をいただき、誠にありがとうございました。

恐れ入りますが、同封の返信用封筒に入れ、7月7日(金)までご投函願います。

村山市自殺対策検討会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく村山市自殺対策計画策定について、関係機関・団体と連携して協議し、市内における自殺対策を地域全体で総合的に推進するために、村山市自殺対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項について協議検討する。

- (1) 村山市の自殺対策計画の見直し及び次期計画の策定に関すること
- (2) 村山市の自殺対策の推進およびその情報交換に関すること
- (3) その他自殺対策に必要な事項

(組織)

第3条 検討会議の委員は、次に掲げる関係機関および団体の長またはその職員とし、市長が委嘱する。（別表の通り）

- (1) 医療・福祉・保健
- (2) 教育・青少年育成
- (3) 商工労働
- (4) 警察・消防
- (5) その他市長が特に認める者

2 委員の任期は令和6年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 検討会議は、必要に応じて開催し、市長が招集する。

2 会議の座長は委員の互選により選出する。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は保健課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年11月21日より施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月20日より施行する。

<別表> 村山市自殺対策検討会議 関係機関及び団体

NO	所属等	分野
1	村山市医師会	医療
2	村山市保健委員会	保健
3	村山市民生委員・児童委員	福祉
4	村山市主任児童委員	福祉
5	村山市商工会	企業
6	村山市校長会	教育
7	村山市青少年育成推進員協議会	青少年育成
8	村山市社会福祉協議会	関係機関
9	村山保健所	関係機関
10	村山警察署	警察
11	村山市消防署	消防

村山市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく村山市自殺対策計画について、関係機関・団体と連携して進捗状況を協議し、市内における自殺対策を地域全体で総合的に推進するために、村山市自殺対策ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次の事項について協議する。

- (1) 村山市の自殺対策計画における進捗状況の評価およびその推進に関すること
- (2) 自殺予防に関する普及啓発及び広報に関すること
- (3) その他自殺対策に必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議の委員は、次に掲げる関係機関および団体の長またはその団体から推薦された者とする。

- (1) 医療・福祉・保健
 - (2) 教育・青少年育成
 - (3) 商工労働
 - (4) 警察・消防
 - (5) その他市長が特に認める者
- 2 ネットワーク会議に座長を置き、その座長は保健課長とする。
- 3 ネットワーク会議は原則年1回開催とし、その他必要に応じ座長が招集できるものとする。

(庶務)

第5条 ネットワーク会議の庶務は保健課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年12月20日より施行する。

村山市自殺対策推進庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、自殺対策推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項について協議検討する。

- (1) 自殺対策計画の検討及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に関する施策に係る関係課の連絡調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるものの他、自殺対策に関する施策の推進に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議の委員は別表に掲げる者で構成する。

- 2 連絡会議は、保健課長を委員長とし、委員長に事故等があるときは保健課課長補佐がその事務を代行する。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員を追加することができる。

(招集)

第4条 連絡会議は委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものに出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、保健課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月2日より施行する

<別表> 連絡会議委員

保健課長及び担当者
福祉課長及び担当者
子育て支援課長及び担当者
学校教育課長及び担当者
生涯学習課長及び担当者
商工観光課長及び担当者

村山市自殺対策検討会議委員

(敬称略)

No.	所属等	分野	氏名
1	村山市医師会	医療	会長 半田 和広
2	村山市民生委員児童委員協議会	福祉	会長 平 眞理子
3	村山市主任児童委員	福祉	代表 井澤 英悦
4	村山市保健委員会	保健	会長 工藤 智江
5	村山市青少年育成推進員協議会	青少年育成	会長 藤田 浩司
6	村山市商工会	企業	会長 高橋 辰雄
7	村山市校長会	教育	会長 奥山 竜一
8	村山保健所	保健	精神保健福祉主幹 金田 真弓
9	村山警察署	警察	生活安全課長 畠山 紘司
10	村山市社会福祉協議会	福祉	事務局長 安藤 善宏
11	村山市消防署	消防	署長 安達 健治

いのち支える村山市自殺対策計画（第2期）

令和6年3月

編集 村山市保健課

〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号

電話：0237-55-2111（内線136）

FAX：0237-55-2265

E-MAIL：hoken@city.murayama.lg.jp
